

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 調査係長 | 調査係 |
| | | | | | |

| 建設常任委員会会議録 | | | |
|--|------------------------------------|-----|--------------|
| 日 時 | 平成 26 年 6 月 24 日 (火) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 5 時 0 4 分 |
| 場 所 | 第 3 委員会室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 高橋委員長、新谷副委員長、安齋・松田・濱本・山口・ 横田各委員 | | |
| 説明員 | 建設部長、水道局長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p> | | | |

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後の初の委員会でありますので、部局ごとに異動した理事者の紹介をお願いしたいと思います。

(理事者紹介)

○委員長

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「一般国道 5 号忍路防災事業の進捗状況等について」

○（建設）池澤主幹

一般国道 5 号忍路防災事業について、昨年第 3 回定例会の当委員会で報告した以降の進捗状況について報告いたします。

まず、用地取得状況でございますが、市道関連につきましては、昨年も報告しておりますが、既に完了しております。国道関連につきましては、残り一筆で、現在、土地の引渡手続中と聞いております。

次に、工事状況でございますが、資料をごらんください。

資料左上になりますが、市道関連につきましては、国道 5 号から忍路市街地への入り口に位置する市道忍路海岸線において、土工、排水工等の一部を昨年に引き続き 3 月から着手しております。

資料左側になりますが、国道関連につきましては、忍路地区で土工、緑化、排水工等の一部を昨年に引き続き 3 月から着手しております。

資料右側になりますが、桃内地区でトンネル工事を平成 25 年 11 月に着手し、平成 25 年度はトンネル工事に必要な仮設工を実施、平成 26 年度は約 700 メートルから 800 メートルの掘削工を予定していると聞いております。

なお、事業完成の時期は未定とのことですが、今後、小樽開発建設部では、早期の開通を目標に、新国道トンネルを含めた国道や市道の工事を順次進めていく予定と聞いております。

○委員長

「小樽市住宅マスタープランの策定について」

○（建設）越智主幹

小樽市住宅マスタープランの策定について報告いたします。

住宅マスタープランは、安全で快適に暮らせる住環境づくりを推進するため、官民含めた住宅施策の方針を示すもので、市の総合計画に基づく住宅施策の目標や展開方向を示す部門別計画として策定するものです。

平成 17 年に策定した現行の計画が 10 年間の計画期間を終了することから、第 6 次小樽市総合計画及び上位計画である北海道住生活基本計画との整合を図りながら、現行計画を見直し、新しい住宅マスタープランを策定するものです。

計画期間につきましては、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間といたします。

策定作業は今年 4 月から着手したところでありますが、策定に当たりましては、広く市民の意見を聞くために設置された小樽市住宅マスタープラン策定委員会、これは学識経験者、住宅関係団体、公募委員 1 名を含む市民及び関係行政職員、これは後志総合振興局の職員に委員をお願いしておりますが、11 名で組織されております。この策定委員会を中心に、本市の住宅事情の分析や現行計画に掲げた各種施策の点検を進め、将来に向けた新しい施策を加えるなどして策定作業を進めて、本年 12 月ごろをめどに素案をまとめ、その後、パブリックコメントを経た上で

小樽市住宅行政審議会に諮問し、答申を受けて平成27年3月までに策定する予定としております。

○委員長

「小樽市青果物地方卸売市場の都市計画変更について」

「港町地区地区計画の都市計画変更について」

「札幌圏都市計画用途地域の変更（銭函5丁目地区）について」

○（建設）都市計画課長

小樽市青果物地方卸売市場の都市計画変更について報告をさせていただきます。

資料をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、「①位置付け」についてですが、小樽市青果物地方卸売市場は、地域住民の食生活の安定向上を図ることを目的に、昭和47年1月に都市計画決定し、昭和48年1月に開設されております。

次に、「②変更理由」についてですが、近年の人口減少、少子高齢化の進展、消費者ニーズの多様化や小売業態の変化による市場外流通の増加に伴い、市場の仲卸業者や買受人が減少し、取扱量も減少をしております。このような状況を踏まえ、現在の機能が確保される範囲において、区域等の変更を行うものでございます。

次に、「③変更内容と変更区域」についてですが、まず変更の内容につきましては、「ア. 今後、占有して使用する計画がない区域を除外する」「イ. 大型車両輸送の増加により荷捌き地として、現在使用している区域を追加する」の2点でございます。

次に、変更の区域につきましては、変更前を黄色、変更後を赤色にて表示している図のとおりとなっております。このことにより、小樽市青果物地方卸売市場の面積は、3.2ヘクタールから2.6ヘクタールへ変更になります。

次に、「④今後のスケジュールについて」ですが、今後、小樽市都市計画審議会などの法的手続を経まして、平成26年10月ごろに変更告示を行う予定と考えております。

続きまして、4番の港町地区地区計画の都市計画変更について報告をさせていただきます。

変更内容の説明に先立ち、地区計画について簡単に説明させていただきます。地区計画とは、住民などの意見を反映して、まち並みなど、その地区独自のまちづくりのルールを定める都市計画となっており、地区の将来像を示す地区計画の更新と建築物の建て方のルールなどを具体的に定める地区整備計画から構成されているものでございます。

続いて、お配りしております資料に基づき、変更内容の説明をさせていただきます。

まず、「①位置付け」についてですが、港町地区地区計画は、歴史的資産の保全と調和した快適性と利便性の高い商業・流通業務地区として市街地の形成を図るため、平成8年8月に都市計画決定を行いました。その後、平成22年3月に区域等の変更を行い、現在に至っております。

次に、「②変更理由」についてですが、当該計画区域内にある小樽市青果物地方卸売市場、以降市場と呼称させていただきます、を都市計画変更することに伴い、区域等の変更を行うものでございます。

次に、「③変更内容と変更区域」についてですが、まず左上の図、こちらは地区計画の全体でございます。今回の変更は市場があるB地区のみとなっております。

次に、中央の図、こちらは変更するB区域の市場付近を拡大したものでございます。市場の都市計画変更に伴い、地区の一体的な環境形成を図る観点などから、地区整備計画を拡大することとした部分を水色、市場区域で追加するため縮小することとした部分を黄色にて表示をしております。このことにより、B地区の地区整備計画の面積は11.1ヘクタールから11.2ヘクタールへ変更になります。

次に、「④今後のスケジュールについて」ですが、まず、この原案により、市条例に基づく縦覧を6月2日から6月16日までの2週間行いました。結果、反対意見などはございませんでした。今後、小樽市都市計画審議会などの法的手続を経て、平成26年10月ごろに変更告示を行う予定と考えております。

続きまして、5 番の札幌圏都市計画用途地域の変更（銭函 5 丁目地区）について報告をさせていただきます。

変更内容の説明に先立ち、用途地域について簡単に説明をさせていただきます。用途地域とは、住居、商業、工業など、市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、指定がされますと、それぞれの目的に応じて建てられる建物の用途が決めます。今回変更します工業専用地域と工業地域は、工業系の土地利用を進めるための地域であり、どんな工場でも建てられますが、学校、病院、ホテルなどには規制がかかることになります。

続いて、お配りしております資料に基づき、変更内容の説明をさせていただきます。

まず、「①位置付け」についてですが、石狩湾新港地域は昭和 50 年 4 月に当市に編入されている地域であり、小樽港と一体となって日本海沿岸地域の発展を先導するため、流通港湾として整備が進められているところでございます。

次に、「②変更理由」についてですが、石狩湾新港西地区における公有水面埋立てに伴い竣功された区域について、さきに述べた都市的土地利用を図るものでございます。

次に、「③変更内容と変更区域」についてですが、工業専用地域を 30.6 ヘクタール、工業地域を 9.2 ヘクタール、新たに指定するものであり、配置については工業専用地域を青色、工業地域を水色にて表示している図のとおりでございます。

なお、参考として、北海道においても、本件と並行して、当市が作成する案に基づき、区域区分及び下水道の都市計画変更が行われる予定でありますので、赤色及び緑色の線で囲み、表示をさせていただきます。

次に、「④今後のスケジュールについて」ですが、今後、小樽市都市計画審議会などの法的手続を経て、平成 27 年 3 月ごろに変更告示を行う予定と考えております。

○委員長

「小樽市上下水道ビジョン中間報告書について」

○（水道）主幹

小樽市上下水道ビジョン中間報告書について説明いたします。

配付資料をごらんください。

上下水道ビジョンは、上下水道事業における今後のあるべき姿と目指す方向性を示すために、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間を計画期間として、平成 21 年度に策定いたしました。

現在、策定から 5 年を経過しましたので、中間報告書として、今までの取組や達成状況から、残り後半 5 か年に対しての今後の方針を示すことを目的に取りまとめたものでございます。

表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

中間報告書は、経営方針実現のための施策と財政収支の見通しで構成されています。

1 ページをごらんください。

経営方針実現のための施策の総括表を掲載しています。上下水道ビジョンは、七つの経営方針を定めており、その経営方針となる目標を達成するために、取組の柱となる 15 項目の具体的施策と、その施策の実現に向けての実現方策を掲げております。七つの経営方針に沿って、成果指標を設定している施策を中心に説明いたします。

2 ページをごらんください。

一つ目の経営方針は、「水の安定供給」であり、「安全でおいしい水の供給」と「恒久水源の確保と安定した水道用水の供給」の 2 項目を具体的施策としています。

まず、「安全でおいしい水の供給」についてですが、安全で良好な水道水を供給するために、検査技術の向上や検査結果の信頼性の確保などに努めております。成果指標として、水質分析機器の整備更新率を策定しています。今後も継続して、自己検査による適正な水質管理を行うために、老朽化している水質分析機器の整備更新を行ってまいります。

3 ページをごらんください。

次に、「恒久水源の確保と安定した水道用水の供給」についてですが、石狩湾新港地域では、第 1 期工事が平成 24 年度に完了しており、平成 25 年 4 月より石狩西部広域水道企業団からの水道用水を供給しています。成果指標として、水道用水供給進捗率を設定しています。用水供給事業は新規事業のため、今後の実績を踏まえた運営の中で、安価な用水供給単価となるように企業団へ要請をしていきます。

二つ目の経営方針は、「快適な生活環境の創造」であり、「下水道への接続の普及・促進」と「公共用水域の水質保全」の 2 項目を具体的施策としています。

4 ページをごらんください。

人口普及率と水洗化率を成果指標として設定しています。水洗化の促進活動、水洗化工事に要する費用への資金貸付制度の周知などを行っております。

5 ページをごらんください。

三つ目の経営方針は、「上下水道施設の改築・更新」であり、「水道施設の改築・更新」と「下水道施設の改築・更新」の 2 項目を具体的施策としています。

水道施設については、老朽化した施設を改築・更新しています。下段の表のとおり、水道施設更新計画進捗率と配水管更新計画進捗率を成果指標としており、水需要に合わせた施設規模の縮小や施設の延命化を図りながら、事業費の平準化に努め、効果的な改築・更新を行い、持続可能な水道システムの構築を目指しています。

6 ページをごらんください。

下水道施設については、施設の劣化状況を調査し、施設の延命化を図りながら、老朽化した施設を改築としています。下水道施設更新計画進捗率と下水道管路調査率を成果指標としており、いずれも今までの進捗状況から、当初の平成 30 年目標値を上乗せして変更しております。水道施設と同様に、持続可能な下水道システムの構築を目指します。

7 ページをごらんください。

四つ目の経営方針は、「経営基盤の安定化」である「収入の確保」「経費の節減」及び「定員管理の適正化と人材の育成」の 3 項目を具体的施策としています。

まず、「収入の確保」では、料金収入等の滞納整理の強化や遊休資産の売却などを行っております。

次に、「経費の節減」では、浄水場の運転管理や料金徴収業務などを民間に委託するほか、維持管理費の節減や国の補助事業制度の導入を行っております。

8 ページをごらんください。

次に、「定員管理の適正化と人材の育成」では、民間委託の促進とあわせて、業務量に見合った定員管理の適正化に努め、技術の継承を図るために、職場内の研修や外部研修に職員を派遣するなど、職員の意欲向上や自己啓発を支援しています。

五つ目の経営方針は、「お客様サービスの向上」であり、「わかりやすい情報の提供と共有」と「利便性の高いサービスの提供」の 2 項目を具体的施策としています。

「わかりやすい情報の提供と共有」では、広報誌水おたるを発行することや、上下水道事業の健全経営について広く市民の意見を反映させるため、上下水道事業経営懇話会を開催しています。

9 ページをごらんください。

ボトルドウォーター小樽の水は、平成 16 年に水道創設 90 周年を記念して作成したものでありますが、平成 21 年からの 5 か年の出荷本数が約 50 万本となっています。今年が水道創設 100 周年の節目となる年でありますので、下水道 60 周年とあわせて、上下水道システムの重要性を PR してまいります。

次に、「利便性の高いサービスの提供」では、窓口における市民サービスの迅速化を図っており、ホームページ

上で水道・下水道の使用開始、中止などの手続が可能となっています。

10ページをごらんください。

六つ目の経営方針は、「資産・資源の有効活用」であり、「資産・資源の有効活用」と「環境負荷の低減」の2項目を具体的施策としています。

まず、「資産・資源の有効活用」では、上下水道施設空間を一般開放することや、中央下水終末処理場において、浄化槽汚泥、し尿を処理するための施設を汚水処理施設共同整備事業により整備しています。

次に、「環境負荷の低減」では、省エネルギータイプの機器類の導入など、使用電力量を抑制することで、環境負荷の低減を図っています。10ページ下段の表に水道局における使用電力量の推移を掲載していますが、平成21年度の値に比べて、約2割の低減を図っています。

11ページをごらんください。

七つ目の経営方針は、「危機管理対策の充実」であり、「危機管理体制の強化」と「施設の耐震化」の2項目を具体的施策としています。

まず、「危機管理体制の強化」では、危機管理マニュアルの充実や近隣市町村と災害時の応急給水訓練などを実施しています。

次に、「施設の耐震化」では、上下水道施設において耐震診断を行うことや、施設の更新に合わせて耐震化を図っています。水道施設については、水道施設の耐震化率及び水道管路の耐震化率を成果指標としており、水道管路については、今までの進捗状況から、当初の平成30年目標値を上乗せして変更しております。

12ページをごらんください。

下水道施設については、下水道施設の耐震化率を成果指標としており、今までの進捗状況から、当初の平成30年目標値を上乗せして変更しております。

続いて、財政収支の見通しについて、平成26年度から平成30年度までの残りの5か年の財政計画を説明いたします。

13ページをごらんください。

最初に、水道事業会計についてですが、収益的収支は、平成26年度に純損失が生じますが、平成27年度以降は純利益を確保できる見込みとなっています。資本的収支は、差引き額がマイナスとなっていますが、内部留保資金をもって補填することとします。

なお、年度末の資金余剰額は減少傾向にあります。企業債残高は着実に減少していく見込みとなっております。

内訳については、14ページの表をごらんください。

表の上から2段目、給水収益であります。人口減少に伴い、毎年度約2パーセントの減収を見込んでおります。

資本的収支の建設改良費は、計画期間内における事業費の平準化を考慮し、年間約9億円程度の建設事業を進めることとしております。

この結果、表の下から2段目の年度末資金過不足額は、各年度末において資金余剰となることを見込んでおります。

次に、下水道事業会計についてですが、13ページをごらんください。

収益的収支は、純利益を確保できる見込みとなっております。資本的収支は、差引き額がマイナスですが、内部留保資金をもって補填することとします。

なお、企業債残高については、着実に減少していく見込みとなっております。

内訳については、15ページの表をごらんください。

表の上から2段目の営業収益の下水道使用料は、水道事業と同様に、毎年度約2パーセントの減収を見込んでおります。資本的収支の建設改良費は、平成26年度に汚水処理施設共同整備事業を行うことから約14億円となってい

ますが、計画期間内の事業費の平準化を考慮し、平成27年度以降は約10億円程度の建設事業を進めることとしております。

表の下から 2 段目の年度末資金過不足額は、各年度末において資金余剰となることを見込んでおります。

16ページをごらんください。

次に、水道及び下水道事業の平成26年度から平成30年度までの主要な事業計画について、建設事業費とスケジュールを掲載しております。

最後に、報告書の 1 ページにお戻りください。

総括表の今後の方針については、計画期間後半における財政収支を見通して、七つの経営方針となる目標を達成するために、取組の柱となる具体的施策と実現方策を引き続き継続して取り組みます。

小樽市上下水道ビジョン中間報告書については、本日の当委員会で御意見などを伺って、ホームページなどで広く市民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された議案について説明願います。

「議案第11号について」

○（建設）雪対策課長

議案第11号動産の取得について説明いたします。

今回提出いたしました議案は、冬季の除排雪作業に使用するロータリ除雪車の買入れに係る物品契約を締結するものでありますが、本契約は、予定価格が3,000万円を超えましたので、議会の議決に付すべき契約及び動産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく動産の買入れとして提案したものであります。

契約金額は3,272万4,000円、契約の相手方は、北広島市大曲中央 1 丁目 2 番地 2、北海道川重建機株式会社札幌支店となっております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○新谷委員

◎議案第11号について

それでは、議案第11号に関して伺います。

ロータリ除雪車の購入ですが、何社が入札したのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今回の入札に関しましては、指名競争入札によりまして、5社が応札しております。

○新谷委員

その5社は、どこですか。

○（建設）雪対策課長

1社はキャタピラーイーストジャパン株式会社、2社目は株式会社ナガワ倶知安営業所、3社目は日立建機日本株式会社札幌営業所、4社目は北海道運搬機株式会社、5社目は北海道川重建機株式会社札幌支店となっております。

○新谷委員

ロータリ除雪車の市所有の台数、それから今後の更新計画、それと今、所有しているロータリ除雪車の各ステー

ションへの配置とその基準はあるのか、それらについてお知らせください。

○（建設）雪対策課長

現在、市が所有していますロータリ除雪車は、23台です。

また、今後の更新計画につきましては、本年26年から平成30年までの5年間で更新を考えております。

また、ステーションへの配置と基準でございますけれども、ステーションの機械の配置につきましては、ステーションの作業の内容と業者の機械の所有台数、これと実績作業を総合的に考慮いたしまして、配置を決めております。

○新谷委員

今聞いたのは、配置とその基準と言ったのですが、配置数はどのようになっていますか。

○（建設）雪対策課長

配置数につきましては、まだ除雪の委託業者が入札で決定されておらず、業者がどれほど機械を所有しているのかがまだわからないので、それを把握してから決めるような形になると思います。

○新谷委員

それでは、毎年それは変わるということですね。

○（建設）雪対策課長

今のところ、大きな台数の変更といえますか、そういう、配置の変更はありませんが、業者が機械をやめたとかという場合には変更ということもあり得ると思います。

○新谷委員

現在23台あって、今後5年間で更新していくということですが、トータルで台数は増えるのですか。

○（建設）雪対策課長

今年については、1台更新、入れ替えた機械が残るような形になっております。

○新谷委員

トータルの数は変わらないのですか。

○（建設）雪対策課長

今回、更新して入れ替えた機械が残りますので、1台多くなるということになります。

○新谷委員

除雪の問題は本当に切実な問題でありまして、これ一つ買うだけで3,000万円以上ということですから、大きなお金なのですが、国からの補助というのも使えると思いますので、どんどん更新してほしいとは言いませんけれども、なるべく市民に除雪が行き届くようにしていただきたいと思います。これは要望です。

◎除雪に関する市民からの苦情について

それから、市民と語る会がありまして、その中で、ある町会から除雪に対しての意見がありました。内容は、除雪ステーションに苦情を言っても、市役所に電話しても、さっぱり対応しないと。誰に言ったらいいのですかというもので、かなりお怒りの発言でした。

それで、昨年度は苦情、要望が3,000件以上だったということですが、大変多い数ですよ。ステーション、市役所それぞれに苦情、要望が寄せられた場合、対応する仕組みはどのようになっていますか。

○（建設）雪対策課長

市民からの除排雪に関する要望、苦情についてですが、主に雪対策課と除雪ステーションで受けております。

雪対策課が市民から要望、苦情を受けた場合につきましては、除雪ステーションへ報告と、計測、パトロールを行いまして、現場状況を確認した上で、必要に応じて対応を指示しております。

除雪ステーションが受けた場合でも、現況を確認した上で、対応の必要性を判断しております。除雪ステーショ

ンが受けた苦情や要望につきましては、その内容に応じまして適宜、雪対策課に報告していただきまして、作業の必要性や判断の指示を行っているところであります。

○新谷委員

苦情要望が寄せられた場合、全員にどうするかということを報告するのは難しく、必要性などもありますけれども、名前など連絡先は確認しているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

基本的に苦情、要望を受けた場合には、名前と住所を伺っています。ただ、中には、ほんの少しではありますけれども、匿名で苦情をいただくケースもあります。

○新谷委員

今言いましたけれども、一々連絡するのは大変ですが、パトロールして見た後、すぐにできない部分は、降雪状況にもよりますけれども、いつごろできるか、あるいは排雪の場合などはいつからいつぐらいまでにやる予定ですということをお話すると、一定理解していただけるのではないかと思います。この辺はいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

委員のおっしゃるとおり、予定を言いますと、市民の方も納得するかと思います。ただ、排雪におきましては、天候に左右されるところが大きく、予定も比較的狂いやすいということもありますので、予定については今のところ示すのは難しいのではないかと考えております。

○新谷委員

実際に苦情を言われた方は、ある町会の方なのですが、その事情を聞きますと、車が結構とまっていて、ふだんかき分け除雪がなかなか難しいところらしいのです。ただ、排雪する場合は、車があったらできませんから、一応、町会でいついつ排雪の予定なので車をよけてくださいということと言うらしいです。それで札幌市も排雪予定を教えているということも聞いていますから、明日あさってということではなくて、一定の幅を持たせて、1週間くらいとかそういうことで、一応予定というのは示したほうがいいのではないかと思います。再度、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

駐車場の問題もいろいろありまして、駐車が激しいところについては、ある程度確定した中では通知することは可能ですが、その1週間という工程も天候によっては狂いやすい状況ですので、非常に難しいものと考えております。

○新谷委員

なかなか難しいということですが、その対応について、態度や言葉のことも出ています。市民への電話の態度が悪いとか、そういう苦情もお聞きします。とても忙しい中で大変かもしれないのですが、ステーションも市役所も親切な対応をお願いしたいと思います。その点について、最後に伺います。

○（建設）雪対策課長

委員のおっしゃるとおり、中には市若しくは業者の態度が悪いといった声も我々もいただいております。これについては、今後も十分気をつけて対応してまいりたいと考えております。

○新谷委員

よろしく申し上げます。

◎街路防犯灯について

それでは次に、街路灯の問題について伺います。

これは予算特別委員会でも各会派の委員の皆さんからかなり質問が出されて、議論も大分し尽くされているところで、少しおさらいする部分やダブるところがあると思いますけれども、何点かお聞きしたいと思います。

資料を出していただきました。3年間の比較で、無電極式、ナトリウム灯の設置数が多いですね。新たに設置する場合は、LEDが最も多くて、無電極式、ナトリウム灯はゼロですが、この理由についてはおわかりでしょうか。

○（建設）庶務課長

ナトリウム灯の申請が平成26年度なかったという理由でございますが、詳細な理由は把握しておりませんが、近年、LEDがやはり人気でございます。また、LEDのほうが寿命も長く、それから設置の金額もある程度安いということで、LEDに流れているのではないかと、想像ですがそのように考えてございます。

○新谷委員

ナトリウム、無電極式、LED、それぞれにこの三つ、用途が違うと思います。それぞれの用途はどのようなところが違うのか、お知らせください。

○（建設）庶務課長

三つの街路灯の用途の違いでございますけれども、無電極式とナトリウム灯は、ある程度容量の大きいものが得意な分野というようなことになっておりまして、LED灯は、ある程度小さい範囲を限定的に照らすということが得意ということになっております。それから、ナトリウム灯は、先ほどお話ししましたとおり、比較的広めの範囲を照らすということですが、オレンジ色の明かりがありまして、道路照明といいますか、そういうような特色がございます。

○新谷委員

ナトリウム灯、無電極式、LEDの寿命、経年による経済効果が大きいとされていますけれども、その比較はわかるでしょうか。

○（建設）庶務課長

まず、三つの街路灯の寿命でございますけれども、ナトリウム灯が、少し幅がありますけれども、1万2,000時間から2万4,000時間というようになっております。それから、無電極式でございますけれども、これが6万時間から10万時間の寿命です。LEDは6万時間というふうになってございまして、経済効果といいますか、電気料金ということだと思いますけれども、先ほど申し上げましたように、容量ワット数が違うのですが、電気料金として一番多いものでナトリウム灯が60ワットの場合年間3,317円、無電極灯が58ワットで、年間3,317円。LED灯は27ワットの場合、年間2,281円ということで、LED灯が安いという形になっております。

○新谷委員

それで、LEDの電気代が安いということでした。

町会からは、LEDにかえていきたいのだけれども、なにせ補助が低いのでなかなかお金がかかって大変だということで、要望が上がっておりましたが、この資料で伺いたいのは、25年度の電気代が、8灯、灯数が違いますけれども、24年度と比べて、電気代が4万5,000円しか上がらなかったというのは、LEDが増えたということによるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

詳細はわからないのですが、毎年400万円の予算でやっておりますので、概算ですが大体年間250灯ぐらいずつLED灯にかわっていくという、計算になりますので、この部分が電気代に少しずつはね返ってきているのかと考えております。

○新谷委員

白熱灯、蛍光灯、水銀灯、水銀灯はもう生産しないということですが、これを全てLEDに交換した場合の設置工事費はどれぐらいになりますか。

○（建設）庶務課長

白熱灯と、それから蛍光灯も一緒になりますけれども、白熱灯、蛍光灯、それから水銀灯の合計が表の中で25年

度のところ、2,372灯と、それから水銀灯の1万229灯、これを足しまして1万2,601灯になります。それに26年度のLED灯の平均的な設置の工事費、灯具も含めた工事費、これを掛けますと4億6,600万円ほどというふうになってございます。

○新谷委員

この設置工事費は、無電極式、LED、ナトリウム、それぞれ平均で幾らなのでしょう。

○（建設）庶務課長

26年度の実績で申し上げますと、無電極式が平均で1灯当たり申請の平均5万592円、それからLEDが3万6,957円で、先ほど3万7,000円ということでお話しした部分なのですが、ナトリウム灯は、26年度は申請がございませんので、25年の実績ですと3万4,230円の平均というようになってございます。

○新谷委員

わかりました。町会の皆さんは全てLEDにかえるということでもないと思いますけれども、今は小樽市街路防犯灯組合連合会から配分するようになってはいますけれども、直接、町会の皆さんの悩みや要望をどのようにして本市として受け止めていらっしゃるでしょうか。

○（建設）庶務課長

設置費の助成申請をいただく際に、町会の方もお話をしまして、いろいろ御意見を伺いたいということでございますので、現在はそういうことでございます。

○新谷委員

中身はどのようなのですか。

○（建設）庶務課長

やはり一番多いのは、設置費の予算が限られておりますので、申請した灯数を設置できないのもっとたくさんつけたい、そういうような意見が多いです。

○新谷委員

そういうわけで、設置費の予算が少ないと。これが一番大きな問題になっていると思うのですが、24年度から26年度の実績を見ますと300万円ぐらいということで、申請に対する補助の割合がどんどん下がっております。市長は、町会の厳しい財政状況に応じて、数年間でLEDに交換していきたいという考えを示されておりました。電気代も上がる中で経済効果、財政効果を考えると、設置工事費に対してもっと助成をできるように、そして来年度の予算に、ヒアリングがあると思うのですが、市長も前向きな姿勢ですから、数年と言っていましたので、短い期間でするように、原課の建設部としても、大いにここは頑張ってもらいたいと思いますので、そこら辺の決意をよろしく願いいたします。

○建設部長

LEDの交換に対しての方法と考え方とか、そういったのは我々もいろいろ考えはできるのですが、やはり一番は、短期間でやるとなると財源等の話になりまして、そこが一番のネックだと思っていますけれども、今回こうやって全会派の皆さんから応援いただいておりますので、それを背景に我々も頑張りたいと思っていますので、後押しの方よろしく願いいたします。

○委員長

了解です。

○新谷委員

委員長も了解ですということで、全員そろって応援しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

◎駅舎のバリアフリー化について

それでは次に、駅舎のバリアフリー化について聞きたいと思います。

改めて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の目的を説明してください。

○（建設）まちづくり推進課長

バリアフリー新法の第 1 条に目的が記されておりますので、読ませていただきます。「この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」とされております。

○新谷委員

そういうことで、バリアフリー化に対しての住民要望が本当に高まっているわけですが、本会議の一般質問でも言いましたけれども、5月に私たちは、JRに対してバリアフリー化の要望をしてきました。それで、その後、本市でも行ってJRとお話をしてきたと思うのですが、それぞれの駅舎に対してどのように考えているのか、もっと詳しくお知らせください。

○（建設）まちづくり推進課長

詳しくということでしたけれども、恐らく聞いてきていることはそんなに変わらないと思うのですが、JR北海道といたしましては、南小樽駅、銭函駅ともに乗降客が3,000人以上おりますので、国の基本方針で言うところのバリアフリー化対象駅となっております。したがって、平成32年度までのバリアフリー化の実施を念頭に、引き続き検討を進めているといったように聞いてございます。

○新谷委員

もう少し詳しくお話ししていませんか。例えばJR南小樽駅については、地形があのような地形なので、どこにどのようにしたらいいのかなということも模索しているということもお話ししていたのですよね。そういう点はお話しにならなかったですか。

○（建設）まちづくり推進課長

委員がおっしゃったように、JR南小樽駅につきましては掘り込みの駅になっているものですから、そういうところで例えば跨線橋の位置ですとか、構造ですとか、どういうふうにするかという、そういう課題があるのだという事は聞いておりますけれども、詳細につきましてはまだ検討中ということで、公表できる段階にないというようにお聞きしております。

○新谷委員

本会議で建設部長は、昨年、JR北海道の本部長とお話をしたと。そのときはJR北海道が大変なのだという話と本市の状況を話したということなのですが、これを具体的にもう少しお話ししてほしいと思います。JR北海道の何が大変なのか、本市の状況を話したというが小樽の何を話してきたのか、そこら辺のことをお知らせください。

○建設部長

私がお話ししたのは、ある会議で担当部長と同席しまして、そのとき、終了後に少しお話をさせていただいたのですが、JR北海道が大変だというのは、今の社会的な事故でいろいろ社内が大変だというお話をされておりました。私からは、小樽市内にはバリアフリー化をしなければならない駅が3駅あるということで、市民にとって重要な事業なので、私たちもしっかり取り組んでいかなければならないと思っています。それに当たりまして、これまで同様、綿密な協議、打合せをさせていただいて、対応させていただきたいということをお願いしまして、先方の担当部長からも、今後も引き続きそういった打合せを行わせていただきたいということをお話をしたと、そういうことでございます。

○新谷委員

わかりました。確かに、おとといですか、また脱線事故がありました。こういう事故ばかり起きていると、なかなか予算が回ってこないだろうという、そういう不安にも駆られるのですが、だからといって生活している市民の安全を守らないということにはならないので、その辺は J R 北海道の計画もありますけれども、市も積極的にしていかなければ、平成 32 年度まであと 14 駅残っています。おとしの構想では、やはり乗降客の多いほうからということをちらっと言うておりましたので、ということは札幌市からですよ。ですから、市が積極的に行かないと、やはり多く乗るほうを優先してしまうわけですから、ぜひ積極的に行ってほしいと思います。

それから、J R 銭函駅についてエレベーターの設置の陳情が出ているわけですが、エレベーターのみの設置というのは、法律からは可能でしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

国の基本方針によりますと、エレベーター又はスロープを設置することをはじめとした段差解消というのが一つございまして、このほかに点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備、そして視覚障害者の誘導用のロープの整備、障害者対応型便所の設置などが掲げられております。鉄道駅の構造等の制約条件がありますので、可能な限り整備を行うこととするというように基本方針にはありますので、全てを整備しなければならないということではないと思いますが、J R 銭函駅につきましては、点字ブロック等もありませんので、それらも必要性を訴えているのではないかと考えてございます。

○新谷委員

それで、昨年 の 第 2 回 定 例 会 の 一 般 質 問 で、小貫議員が市の財政負担について質問しております。そこで、エレベーター単体での工事発注ではない場合等もあるため算出が難しい面もあるが、エレベーターのみだと一般的には 6,000 万円から 9,000 万円見込まれて、3 分の 1 を市が負担した場合に、負担額は 2,000 万円から 3,000 万円となり、地方債を活用した場合に市の負担見込額を、2,000 万円から 3,000 万円として試算すると借入利率年 1.5 パーセント、償還年限 15 年と設定した場合、年額約 190 万円から 280 万円になる、一般質問に対してこういう答弁でした。これでいくと、さほど市の財政を圧迫すると思えないと思うのです。市から言えないというのは、財政問題が一番のネックになっているのですか。

○（建設）まちづくり推進課長

本市といたしましても、財政問題というよりは、これは国の基本方針もありますので、まずは具体的に幾らぐらいかかるのか、どんな整備をするのかという J R 北海道の検討結果、検討経過でもいいのですが、これをお聞きして判断しなければならないと思っております。必ずしも財政状況が小樽市としてもネックになっているという状況ではないというように考えてございます。

○新谷委員

必ずしも財政問題ではないということでした。それであれば、なおさら進めやすいと思います。国の方針では平成 32 年度までに必ずやりなさいということですから、そういう点では J R 北海道にもっと強く要望していくように、重ねてお願いいたします。

それで、移動の円滑化、高齢者、障害者、また、それから安全性、利便性を考える上で、移動の円滑化を図る上で、基本構想もこれからつくっていくということになると思うのですが、やはりどういようにしたらいいのかということで、まちづくり、生活安全課だとか福祉部など、庁内で一緒に一度検討してみる、スタートさせてはかがかなと思うのですが、それぐらいはできるのではないのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

現在も、企画政策室と私どもまちづくり推進課と生活安全課で情報を共有しながら、相談しながら進めているという状況でございまして、引き続きバリアフリー化につきましては、連携して適切に対応してまいりたいと考えて

ございます。

○新谷委員

◎陳情第740号について

では、陳情についてお聞きします。

本日は当委員会の委員と理事者とで陳情の場所を見て、そして住民の方からも御意見・要望をいただきました。

それで、疑問に思うのは、側溝の部分が、特に陳情されていた部分が、少し道路よりも高くなっているわけですね。側溝の設置工事は平成4年に行ったと聞いておりますけれども、たぶんそのときの写真が残っていると思いますが、どうだったのでしょうか。まさかわざわざ道路より高くしてつくるはずはないと思うのですが、きちんと平らにつくったのですよね。そういう写真は残っているのですか。

○（建設）建設事業課長

側溝の工事の件でございますけれども、平成4年ではなくて、今、側溝が片側入っているところが平成3年、それで横断側溝から向こう側といいますか、札幌向きが平成4年、5年というようにつくられてございます。

それで、つくられ方でございますけれども、当然、側溝が高く、路面が少し低いという状況で施工されたとは思いません。一般的にコンクリート構造物、今回、側溝の横に両耳というか、ちょっと厚さを持ったコンクリートの壁があったと思うのですが、ああいった構造物がある場合は、大体その構造物の高さは変わらず、舗装路のほうが下がってくる。若しくはその隣地のほうも少し下がってくるというようなのが一般的でございますので、状況としては舗装が痩せたとか、そういったことで段差が生じたものと思われま。

それと、工事について、20年以上前なのですが、一応基本的には5年間の保存期間がございますが、それを過ぎた部分につきましては、場合によっては処分をするような格好になります。この23年前の事案につきましては、今、写真については確認できないような状況です。

○新谷委員

それで、その側溝のところに切れ目を入れて、関野さんが課長のときに、やはり同じような要望が出て、あそこに切れ目を入れて、水が流れるようにということをしていただいたのですが、結局用をなしていないわけです。この要望にあるように、全面改修をしてほしいけれども、それが難しいなら、道路を横断する側溝、横断側溝、こういうものができないのか、設置してほしいという要望なのですが、そういうふうにすると、かなり雨水だとか、それから融雪水のみ込むということになると思うのですが、その辺のことはどうなのでしょう。横断側溝はあまり丈夫でないということも聞いていますけれども、どうなのでしょう。

○（建設）建設事業課長

横断側溝の設置でございますけれども、今、委員もおっしゃいましたように、横断側溝はどうしても道路の車が通る場所に設置されるということでございますので、今、いろいろな製品があるのですが、基本的には壊れやすいといえますか、維持に関する苦勞が絶えない部分があります。また、維持もありますが、近隣にお住まいの皆様にも、音ですとか、そういった中で若干やはり御迷惑をかけているところがございます。これにつきましては、そういった苦情があった場合には、すぐ音をとめることができませんので、やはり修繕工事をした上でということになります。例えばあの場所ですと最後の手段的なものになるかもわからないのですが、一般的には市内の急坂路といえますか、坂道で上から降った雨がそのまま路面を伝わって流れてくるですとか、そういったところに設置するような状況でありまして、あのような平らな区間において横断側溝を設けるといのは、我々のほうではどうなのかということで、どちらかという積極的に考えられないところなのかなと考えております。

○新谷委員

わかりました。本当は思い切って臨時市道整備で、一遍にはできませんから、何か年かかけてやっていくのがい

と思うのですが、いかがですか。

○（建設）建設事業課長

臨時市道整備事業は、毎年、一定の予算をいただきまして執行してございますが、側溝整備や、道路整備、舗装、数多く御要望をいただいております、そのそれぞれの案件につきまして、比べるという言い方は変なのですけれども、緊急性ですとか、あと事業効果といいますか、そういったような部分で優先順位を決めて工事を進めている状況にある中で、今回の場所もそういった御要望があったということで、その中の一つに位置づけまして、それらの中で検討するというような部分では、位置づけていきたいと思っております。

○新谷委員

この臨時市道整備の判断というのは、緊急性などによるということですが、ここは長年こういう状態で、毎年のようにもろもろのことが起きるわけですよ。陳情者から少し離れたところでも、中のほうに側溝がありませんから、雪が解けて大量の水が発生して、どうにもならなくなってしまったという問題もありまして、やはり側溝に水が流れていけないというのが、もう大きな問題となっております。通りは狭いですが車も多く通りますし、そういう点ではきちんと整備していかなければならない、私は緊急性のあるところだと思っております。今、防災で銭函の河川の土砂をとることなどもやっておりますけれども、そういう地域だということも踏まえて、やはりきちんと優先的に考えていっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

御要望を受けまして、現地のほう等も確認させていただいておりますが、どのようなことが考えられるのか、やるやらないも含めてですが、まだ時間的に現段階でこうしたいとか、方針をお伝えすることはできませんけれども、いずれにしても、そういった住民の方の御要望があるということは受け止めた上で、今後は考えていきたいと思っております。

○新谷委員

ぜひ前向きに考えていただきますように要望いたしまして、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○濱本委員

◎上下水道ビジョンについて

まず、報告の小樽市上下水道ビジョン中間報告書の中で、少しお聞きいたします。

10ページに「新エネルギー利活用の研究」ということで、「小水力発電等の」ということが記載されていますけれども、「調査、研究を行っています」と。いわゆる低炭素社会の実現にも当然寄与する話なのですが、もう少し具体的な部分で説明をいただけますか。

○（水道）主幹

中間報告書に記載しております小水力発電の記載についてですが、具体には、天神浄水場に流入しております余市川水源からの導水管がございます。これは松倉山をトンネルで抜いて天神浄水場まで、原水を導く管でございますけれども、落差が70メートルほどございますので、その落差を利用して水力発電ができないかということ調査研究、検討を行っているところでございます。

○濱本委員

その導入について、調査研究はいいのですが、いわゆる一定のめど、その結論を出すのは、いつごろを想定されているのでしょうか。

○（水道）主幹

結論をいつ出すかというのはまだ決まっておられませんけれども、解決しなければならない課題というのが多々あります。例えば、施設の整備費をどうするのかとか、維持・管理に要する費用をどうするのかとか、あと、そういう発電施設をどこにつくるのかというスペース的な問題もございますので、それらの検討を進めていく中で、いつ実現できるのかというのが示せるのかと思います。現時点では結論を出すという状況ではございません。

○濱本委員

導入できるかできないかという、その研究をするわけですね。導入できるといっても、実際、設置するまでは当然時間がかかる話なのですね。私が聞きたいのは、いつぐらいをめどにして、少なくとも例えばこの中間報告書は5年たって出たわけですから、この計画部分が終了するまでには、当然一定程度の導入できるかできないかの結論はたぶん出せるのだらうと思うのです。それ以上かかることは想定していないのだらうと私は思うのですが、いかがですか。

○（水道）主幹

事業を実施するということになる、必要な事業費が生じるということですが、この中間報告書の後期財政計画の中には、この小水力発電の費用は見込んでおりません。ただ、今、委員が言われるように、結論をできるだけ早く、この5か年の間には出したいと考えてございます。

○濱本委員

私はあまり詳しくはありませんが、水力発電も何かいろいろな形態があるみたいで、パイプの中にスパイラルの羽根があって、そこを水が通ることによって、そのスパイラルの羽根が回って発電をすとか、そういう単純に水車みたいやつではない、タービン系のやつではないものもあるみたいですので、本市に発電所、そういう基本的なものはないわけですから、ぜひ設置ができるように研究をしてもらいたいと思います。

それから次に、財政収支の見通しのところで少し気になったことがあったので、確認をさせてください。

水道事業会計もそうですし、下水道事業会計もそうなのですが、支出のところで特別損失を計上しているのです。26年度に、水道は5億2,900万円、下水道は3億6,500万円。この特別損失の内容はどういうことなのでしょう。

○（水道）総務課長

公営企業会計制度の見直しが行われまして、その見直しについて、平成26年度の予算から適用するという形になりました。このことによって大きく今回26年度の予算に影響してくることが、いわゆる退職金等の引当金の計上をするということが義務づけられました。それによりまして、いわゆる退職給与引当金、水道局の職員が将来退職する、退職手当の金額を一時的に一括計上するというのを26年度予算で行っていますので、それでこの部分を費用として計上して、こういった形になってございます。

○濱本委員

公営企業の会計のことはあまりよくわかりませんが、いわゆる退職引当金、言うなれば、積立金であれば、本来、毎年計上していかなければならないものですよね。そこは結局、26年度は一遍にこうやってぼんと上げたけれども、ほかの年度は特別損失を計上していないわけですよね。ではどこかの費目のところに、その積立金の部分がはまっているわけですよね。どこにはまっているのでしょうか。

○（水道）総務課長

今の会計制度の見直しに係る費用計上の部分ですが、26年度の予算から計上することから、25年度の決算から26年度の事業を始める際に、移行の処理をします。それで、基本的には、これは毎年毎年積み立てていくべきものなのですが、26年度からその分を計上することになりますので、まずは一括計上するものは当年度分といえますか、当年度必要な経費でないものですから、いわゆる特別損失という形で一括計上しております。

今後につきましては、実際に退職金を支出する際には、その退職金の引当金を取り崩しまして、来年度以降に退

職、また、その時点で毎年必要な退職手当の額を算出しまして、そこで現在積み立てる額と今後支払う、積み立てなければならない額の差額を、今後、営業費用という形で費用化して積立てをしていくという形になりますので、今後は過不足が生じますので、もし積立ての額が多ければその分、1回その分だけ差額を取り崩しますし、少なければその分、毎年引き落として計上していくという形になりますので、今後はこのような何億円という形の費用は計上しないことになります。

○濱本委員

何となく普通の民間の感覚とは少し違うなという気はします。いわゆる退職手当みたいなもの、引当金の額みたいなものは法定で何パーセントとかと決められて、自動的にそれを積んでいくみたいな格好になっていると思うものですから、今の説明とはまた少し違うのです。それはわかりました。

それで、現実問題、この5億2,900万円、全てその退職引当金になっているのですか。

○（水道）総務課長

この引当金の中身は、退職給与が主なのですが、そのほかにいわゆる貸倒引当金、料金収入の不納欠損に見合う分の経費ですとか、それから賞与引当金ということで、ボーナスの引当金も今回、会計処理上、引き当てる形で、計上しました。いわゆる、ボーナスにつきましては、市の職員は6月、12月に支給なのですが、6月の支給につきましては、12月から5月までの期間を6月に算定し、計算して出すものですから、そうすると会計年度4月、3月になりますので、期間外の部分が少し会計処理上出てくるということで、今回の会計制度の見直しの中で、そういったものも引当金で計上するというので、それらも含まれております。

○濱本委員

わかりました。公営企業法の会計基準が変わり、こういう財政収支見通しが出て、見ても少し違和感のある数字が出るわけですが、先ほどの報告の中でいただければ、この質問をしなくても済んだのです。そういうことで、例えばこれからもこういう数字なども出てくるのだらうと思うのですが、変わったところがあった場合には、説明をいただいたほうがお互いの時間の節約になるのではないかなと思うので、今後の課題として検討していただきたいと思えます。

◎街路防犯灯について

次に、街路灯の話はもうずいぶんしたのですが、違う意味でというか、話をいたします。要は街路灯の補助に対する制度設計が、もう単純に電気代の6割補助しますという、その制度そのものがもう大分、金属疲労が起きてきたのではないのかなど。いわゆる受給者側、払っている町会だとか商店街の財源の部分で相当つらくなってきているのだらうと。それで、今回、市民と語る会もそうですし、いろいろなところでたぶんお話が出ているのだらうと思えます。

例えば、よそのまちでは、電気代12か月分のうちの10か月を補助しましょうと。それから、狭い意味での灯具の維持費です。いわゆる街路灯の広い意味の維持費というと、電気代だとか灯具の維持管理費だとか、それを含めてなのですが、他都市の事例でいけば、電気代は例えば12分の10補助しましょう、それから灯具の維持管理費については、年間例えば1灯当たり800円とか500円とかで差上げましょうみたいな、そういう制度を持っているところもあります。それからさらには過疎化の進んでいるところでは、撤去費用の補助をしているところもある。新設は当然、今も小樽は補助しているのですが、撤去についても補助すると。ずっとそのままついているよりは撤去してもらったほうが、逆に言うると本市にとっても補助する額が減っていくわけですから、そういう制度もある。だから、LEDに交換していくというのは、そういう街路防犯灯全体の制度をどう変えていくかという中の一つのキーワードがLED化なのだろうというふうに思います。そういう意味では、ぜひともいろいろな観念を持って、この街路防犯灯の助成制度とか補助金制度の制度設計をしていただきたいと思うのですが、まず、その点についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

今回の議会で、LED化も含めた制度のあり方等、財源を含めて検討いたしますということで市長からも答弁しておりますけれども、それも含めましてどういうやり方が一番いいのか、これから検討させていただきたいと思えます。

○濱本委員

できるだけ早急に制度設計をしていただきたいと思えます。

それと、予算特別委員会の議論の中でも、LEDにかえるに当たって助成をしましょうという話でずっと来ているわけです。助成をしていただくのは、それは確かにありがたいのですが、例えば設置コストが1灯当たり3万円として半額助成で1万5,000円いただいても、1万5,000円は町会で負担しなければならないわけです。それぞれの町会、持っている街路灯の灯数は千差万別ですが、例えば私の町会であれば350灯あるわけです。350灯で1万5,000円という、幾らになるでしょうか、相当な金額になりますよね。400万円を超えるくらいの金額になるかもしれない。では、そのお金を実際問題どうやって捻出するかというと、お金がないわけです。町会によっては、会館積立基金だとかなんとかと財源を持っているところもあるのでしょうかけれども、ほとんどの町会はそういう財源がない中で運営をされている。そうすると、LED化を進める上で、町会そのものが持たなければならない、負担しなければならない部分について、何らかの手を差し伸べる措置をしないと、制度はつくったけれども、財源がないのでエントリーできません。もっと言うと、今の町会で言うと、認可地縁団体として法人格を持っている町会はそれほど多くないと思えます。私の町会も任意団体ですから。そうすると、やりたいのはやまやま。だけれども、財源がない。銀行へ行ってお金を借りますよといっても、法人格を取っていないから、お金を貸してくれないわけです。そういうものも含めて制度設計しないと、実際には進展していかないのだろうと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○（建設）庶務課長

町会の状況については、この間からいろいろお話がありまして承知いたしておりますので、その辺の町会の負担とか、そういうことも考慮して、どういうことができるか、検討させていただきたいと思えます。

○濱本委員

なかなか踏み込んだ答弁ができないというのは、重々承知はしております。ただ、わかってほしいのは、そういう需用者というか、私たちの側の中にいろいろな事情があると。確かに個々の事情もあるのだけれども、押しなべて普遍的な事情でもあるので、そういうものをいろいろなデータを集積した中で、取りこぼしのないような制度設計をしていかなければならないのだろうと私は思っています。そういう感覚で、言うなれば制度設計していく中で、町会へのアンケートみたいなことも織り込みながら制度設計をしていただきたいし、できるだけ早く制度設計、設計図、図面をつくってもらいたいと考えています。いつまでにつくってくれとは言いませんけれども、できるだけ早くつくってもらいたいと思えます。

それと、市民と語る会でも話題になりましたけれども、町会に対してLED灯の特徴と街路灯設置費の助成実績みたいな資料をつくってくれて、出してもらいました。ただ、よくわからないのが、北海道電力の料金表でいくと、私は調べていないのはあれなのだけれども、少し確認をしたいのは、街路灯1灯ありますよね。公衆街路灯という区分の中に、需要家料金、1契約81円というのがあるのです。あと、定額料金ですからワット数によって決まっていますが、例えば需要家ということになると、何とか町会、例えばうちの町会で言えば350灯持っているわけですが、81円は町会としての、名義者としての81円で、街路灯の数には関係ないのか、それとも街路灯の数に関係あるのか。だから、電力料金が例えば60ワットを超えて100ワットまで449円何十銭となっていますけれども、これプラス81円が月額料金なのか、その辺は確認していましたか。

○（建設）庶務課長

それについては、今現在把握しておりませんので、北海道電力に聞いて、後ほど答弁させていただきたいと思えます。

○濱本委員

というのは、結局これは最終的に補助金を補助する上での微妙なところなのです。というのは、今の補助金は、それぞれに60.4パーセント補助をしていますよね。そのときに、例えばこの81円が補助対象なのか、補助対象でないのかと、微妙な問題になってきますよね。だから、変動するというか、本当の電気料金は補助対象だけれどもというふうになっているのか、今の支出のあれでいったら、全額の部分ですよね。

（「そうだよ」と呼ぶ者あり）

そうですね。では、81円を含んだ部分で補助しているということですよ。そういう理解でよろしいですか。

○（建設）庶務課長

町会でかかった電気代の総額に対しての補助ということで、そのように考えております。

○濱本委員

それでもう一つ、その料金のことで、だからどういうふうになっているのかというのを調べてもらいたいのと、それから、それはなぜ問題になってくるかというところ、ここに書いてある年間の下がる金額のところにも影響してくるわけです。この金額を割り返していくと、実はこの81円が入っていない金額なのですよね。そうすると、全体で見ると、本当はこの金額ではないという、総額でいくと81円掛ける12か月分も上乗せになっていないというところなので、ここの数字が変わってくるのかなと思うのです。

それからもう一つ、100ワットの水銀灯と同程度の明るさを有しているLEDといったときに、ここでは27ワットを前提に考えているのですが、いろいろ調べると、17ワット型で水銀灯100ワットに相当するというような書かれ方をしているところもあるのですが、その辺についてはどういう理解をしているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

水銀灯と同じ明るさでLEDが何ワットに相当するか、水銀灯100ワットに対してLEDの何ワットが同じ明るさかという件に関しましては、パンフレット等いろいろなものがございますので、一概には言えないのですが、この辺も含めて調べさせてください。よろしく願いいたします。

○濱本委員

要は、ここが27ワットと17ワットで、結構、電気料金が違うのです。27ワットだと、先ほどの1需要家当たり81円というのを除いても、20ワットから40ワットまで190円8銭なのです。月額190円。でも、10から20だと、103円なのです。約半分になってしまうのです。だから、LEDが17ワットで水銀灯100ワットの、大体代替ができるのだということがはっきりすれば、かなり圧縮になるわけです。

例えば、LED化を進めるときの制度設計の中に、100ワットの水銀灯については17ワットのLEDを使ってくださいということにすると、もう極端に言ったら60ワットから100ワットまで定額電灯量は449円ですから、それが103円ですから300円以上減額になるわけです。

20ワットから40ワットまでだと半分ぐらいにしかならないので、だからそこら辺の料金のことも踏まえた上で、やはりより緻密な制度、それから実際進めるためのいろいろなマニュアルみたいなものも、ぜひつくっていただきたいというように思うのです。それでなければ、最終的には絵に描いた餅になって、制度はできたけれども利用者がいみませんでしたみたいな話になっては困るし、先ほど言ったように、町会に財源がなくて、やりたいけれどもやれないと。自分たちの負担金は一遍に払わなければならない、けれども、お金を借りる当てもない。制度はあるけれども手は挙げられないみたいなこともあるので、ぜひそこら辺も含めて検討していただきたい。

かつて、水洗トイレ普及のときに、30万円だか40万円だか補助していた時代がありました。そんな時代があって、

財源の一部を貸付金みたいな形でやっていた時代がありましたよね。違う分野の中では水洗化の進展のためにそういう手法をかつてはとっていたわけです。別な部署でやっているからうちには関係ないのではなくて、LEDの普及のためにも、そういう手法もやはり考慮すべきで、そういうものも情報収集して、よりよい制度設計をしていただきたいと思います。

最後に、建設部長、先ほどもお答えになっていましたけれども、私はもう一つ、そういう町会そのものに財源がないときに、それをきちんと手助けする、そういう制度も一緒につけておかないと、なかなか利用促進にならないのだろうと思っています。その点について、最後に建設部長に、それもきちんとやりますからという意気込みを聞かせてもらって終わりたいと思うのですが、いかがですか。

○建設部長

今回、LEDに関しましては、市長の答弁も非常に前向きな答弁でした。我々のスタンスとしては、これまではとにかく希望がある部分を全部何とかクリアできないだろうかと、それぐらいのものだったのが、今回ははっきり言って全く違う方向に、今、市長が踏み出しましたので、当然短期間ということになりますので、我々も少しついていけない状況が確かにあります。

それで、そのチラシをつくった時点でも、正直言うとそういったスタンスの中でのチラシだったという格好でございます。しかし、LEDは言いましたように日進月歩で、来月見るとインターネットで値段も違えば、いろいろな情報が流れてきている状況にある。

それともう一つ、濱本委員がおっしゃいましたとおり、当然市の体力もあるのですが、町会の体力ということも考えないと、この制度が実のあるものにならないというのは私たちも十分承知しておりますので、何とかもう少し時間をいただいて、皆さんのいろいろな御意見を伺ったと思うので、これを全部こなすとなると相当時間がかかってしまって、逆に導入が遅れてしまうと、その間また経費もかさむということもありますので、その辺の、経済的な兼ね合いも見ながら、我々も一生懸命やりますので、なにとぞ御理解のほどをお願いしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 39 分
再開 午後 2 時 59 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○松田委員

幾つかの項目に分けて、質問させていただきます。

◎街路防犯灯について

最初に、街路灯についてですが、これは皆さんと全然観点が違いまして、単純な確認ということで質問させていただきます。

書類によると、申請数と実績数に差があるわけですが、これは申請というのは、要するに早い者勝ちなのか、それとも申込数が多い場合は、住宅リフォームと同じように、抽選して助成するのか、その点についてお聞かせ願ってください。

○（建設）庶務課長

街路灯の灯数の関係ですが、先ほどの資料におきまして、申請629灯ございまして実績207灯ということで、結果として629灯申請がありまして、207灯分の交付決定をさせていただいているということでございまして、その差が町会からの御要望にお応えできない灯数になりますが、これは抽選とかではなくて、一定のルールで、不公平が生じないように町会から少しずつ一定の割合で削減させていただいて、交付決定させていただいているという状況でございます。

○松田委員

では、その灯数は一応市役所で調整するという事なのですね。

○（建設）庶務課長

そのとおりでございます。

○松田委員

街路灯につきましては、これからいろいろ議論していくということで、先ほどから庶務課長も研究してまいりますという答弁が多かったですから、今後、いいようにしていただければと思います。皆さんのお声にお応えできるように全力で頑張らせていただきたいと思います。

◎危険な空き地について

次に、空き地の崖崩れのことについてお聞かせ願いたいと思います。

実は、先日、市民の方から私のところに通報がありまして、現在、空き地になっている石垣の石が通路に崩れ落ちてきているから、危険なので何とかならないだろうかという相談でした。実は3年ぐらい前に同じ場所について、別の方からも通報があって、そのときに市役所に言ったところ、ここは私有地なので市としてどうすることもできないので、パトロールをしながら危険なときは土のうを積んだり、ビニールシートなどを張るなどの処置をすると回答をいただいていたところだったので、その相談者の方に経緯をお話ししまして、もう一回、担当部署に話しておくということで終わったのです。そこでお聞きしたいのですが、市内には、このような危険な空き地、私有地などのために対応に苦慮しているような場所がほかにもあるのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）池澤主幹

市道に面するのり面から小規模な落石が発生している箇所がございまして、所有者を探しているような状況が1か所でございます。

○松田委員

所有者を探しているということですが、例えば所有者がわかるけれども、崖崩れを補修する資金がないということで、もし金銭的な面で放置されたままになっている空き地があったとしたら、それはどのような処置をするのでしょうか。

○（建設）池澤主幹

空き地ではございませんが、平成22年に発生しました石山町の石垣崩落現場、こちらは市で応急処置、ビニールシート、土のう等で対応しているところでございますが、復旧費が多額となるため、放置されているような状況でございます。

○松田委員

雪解けが始まる春先というのは、崖から石が落ちてくるとかということで目立ちますけれども、草が生えることによって、逆にそれを防御するということも有り得ると思いますが、こういった場合、先ほどの例もあったように、パトロールして順次巡回しながら、危険なことについては対処していくと御答弁いただいた部分があるのですが、こういった頻度で、こういったところについてのパトロールはしていただいているのでしょうか。

○（建設）池澤主幹

パトロールでございますけれども、雪解け後に市内全域の空き地パトロールを実施している状況でございます。平成26年度に、196か所についてパトロールを実施したところでございます。

○松田委員

それで、196か所ということ、別にこれは危険だからとかというのではなく、現実には石が落ちているからどうかというのではなくて、そういった崖地のところを定期的にパトロールしていただいているということですか。

○（建設）池澤主幹

崖地の中でも、急傾斜地区に指定されている場所とか、土石流の発生するような箇所とか、そういう部分を含めて対策工事が行われていないような場所をピックアップしまして、196か所をパトロールしているような状況でございます。

○松田委員

それで、実はこの空き地の問題については、空き家と同じ問題を抱えているのではないかと思います。危険な空き家につきましては、今、適正な管理を促す条例化を進めていますけれども、建物と土地というのはワンセットということで、小樽は坂のまちです。坂の上に建っている家もたくさんあります。空き家となると、空き地の管理も行き届かなくなってくる場合もありますし、建物は危険だからということで壊せば、危険はなくなるのですが、土地は残ります。建物と土地の所有者が別な場合があって、先ほど言いましたとおり、所有者を探すということですが、現在、空き家の場合は、所有者を探すにも条例がないために探せないという状況になっていると思うのですが、空き地の場合は、そういった場合、所有者を探すことについてはどのように考えているのでしょうか。

○（建設）越智主幹

空き地の所有者でございますけれども、法務局に登録されている資料から判断をするのですが、住所変更などが行われていないような場合は、市としても、その辺の対応が難しいような状況でございます。近所の方に聞き取りをしたりとか、町会長などに聞き取りをしたりということで把握に努めているところでございます。

○松田委員

では、空き地の場合は、法務局やなんかに行って所有者を探すということは市としてできるということですか。

○（建設）池澤主幹

公用で請求して、とることは可能となっております。

○松田委員

それで、やはり今後、空き地の問題についても、空き家と同様にこれからいろいろ課題が出てくるのではないかと思いますので、この点についてもよろしくお願いします。

◎土砂災害警戒区域について

それで、これに関連して、土砂災害警戒区域についてお伺いしたいと思います。

市のホームページによりますと、市内には土砂災害警戒区域が多く指定されているということで、市内全域で、この土砂災害警戒区域が176か所、うち土砂災害特別警戒区域は172か所指定されているとホームページに載っていましたが、その土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の違いというのはどういったことでしょうか、お知らせください。

○（建設）池澤主幹

土砂災害警戒区域は、住民等の生命又は身体に被害を及ぼすおそれのある区域でございます。警戒避難態勢の整備を図る区域ということになっております。

一方、土砂災害特別警戒区域は、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい被害を及ぼすおそれがある区域となっております。また、土砂災害特別警戒区域は、警戒区域の警戒避難態勢の整備に加えまして、ある一

定の開発行為の制限、それから建築制限等の規制が加わるという形になっております。

○松田委員

ホームページによりますと、この土砂災害警戒区域の指定というのは、北海道が指定するとなっておりますけれども、指定することについては、市が申請することによって指定されるのですか、お聞かせください。

○（建設）池澤主幹

これは、あくまでも北海道が指定するものでございまして、市から申請するということとはございません。

○松田委員

では、北海道が指定するというのであれば、北海道はいろいろ見て回って、ここは危険だなと、北海道が判断して決めるということでしょうか。

○（建設）池澤主幹

北海道で委託を受けまして、基本的には崖の高さが5メートル以上、崖の勾配30度以上というような箇所をピックアップした中から選定している形になっております。

○松田委員

今の指定区域につきましては、私有地も含まれるのでしょうか。

○（建設）池澤主幹

私有地も対象になります。

○松田委員

指定する場合は、指定になりましたということ、その地域の方、近隣の方については周知などはするのでしょうか。

○（建設）池澤主幹

指定に際しまして、住民説明会の開催又は戸別の訪問等によりまして指定内容の通知をして、通知をした中で住民の同意を得た中で指定を行っているという形になります。

○松田委員

そのように北海道から危険ということ指定されることによって、どのような措置がされるのでしょうか。例えば、危険ということで土どめなど、何らかの防御工事などする際、国や道からの補助金など、予算措置がされるのでしょうか。

○（建設）池澤主幹

この法律は、対策工事などのいわゆるハードの対策を目的とするものではございません。あらかじめ崖崩れなどの土砂災害が発生するおそれのある土地を区域指定いたしまして、明らかにすることにより国民の生命、身体を保護するために警戒避難態勢の整備など、ソフト対策を推進するものでございます。土砂災害に対する対策工事など補助等というのはございませんけれども、移転勧告がもし出されましたら、この建築物に対しまして住宅金融支援機構の融資等という支援が受けられるというようなことになっております。

○松田委員

本市では、市街地では相生町の2か所、5月に旧堺小学校地区の1か所が新たに指定されたとホームページに載っていたのですが、今後、追加指定の予定はあるかお聞きします。

○（建設）池澤主幹

北海道からは、平成26年度、既に3か所が指定になっておりますけれども、これも含めて20か所程度の指定を予定しているということを聞いております。

○松田委員

全道では1,397か所がこの土砂災害警戒区域に指定されています。そうすると本市の指定は百七十何か所というこ

とで、本市は坂のまちということもありますが、土砂災害警戒区域が全道の比率からいくと12.5パーセント、特別区域は14.8パーセントとすごく割合が多いということです。また、本市と同様な地形の室蘭市も大体似たような件数が指定されています。

近年は本当に天候が不順で、ゲリラ豪雨などの被害が本州各地で起きていて、すごく私も不安な部分があり、そういう意味でも土砂災害に対する警戒の必要性をすごく感じているのですが、この点についても、本市がこのように土砂災害危険箇所が多いということについて、どのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

○（建設）池澤主幹

本市は、室蘭市と同様に土砂災害危険箇所の数が多いまちになっております。近年は、ゲリラ豪雨と呼ばれる降雨量の高い雨の確率の頻度が非常に高くなっているということで、土砂災害警戒区域等の指定及び防災計画への位置づけとしまして、総務部防災担当とも情報共有を図りまして、まずは警戒避難態勢の啓発に努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

本市は比較的災害のないまちと言われてはいますが、警戒にこしたことはございませんので、そういった意味で防災の担当と連携を密にしながら、取組をしていただきたいと思います。

◎除排雪について

次に除排雪体制についてお聞きいたします。

今年の第一回定例会のときに、今年は雪が多くて、3月の年度末の除排雪は困難と思われることから、年度を越えて4月以降も除排雪作業をすると回答をいただきましたが、本年4月の最終除排雪の終了日はいつだったのか、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

年度を越えた除排雪業務につきましては、主に通行止め区間の雪割りですとか、捨場の雪割りが該当します。これにつきましてはの作業の最終日につきましては、5月14日となっております。

○松田委員

当初4月ぐらいかなと思ったのですが、5月までかかったということで、わかりました。それで、この5月までの除排雪にかかった費用というのは、当然、年度を越したわけですから、26年度予算から支出したと思いますが、どのぐらいになったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

4月以降にかかった金額につきましては、約4,400万円になります。

○松田委員

4,400万円の費用の、26年度の除排雪の当初予算に占める割合というのはどのくらいになりましたでしょうか。

○（建設）雪対策課長

平成26年度の予算につきましては、10億2,500万円になっておりますので、これに占める割合は約4パーセントということになります。

○松田委員

4パーセントということですが、4月以降にかかった除排雪費用を執行したことによって、年度内執行額について、26年度の予算に対しての影響はありますか。除排雪は大体雪が降ってから3月までというのが今までの状況だったと思うのですが、近年、年度を越した除排雪費用がかかるということについて、どのような影響があったか、見解をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

通行止め区間ですとか捨場の雪割りの業務というのが、大体4月以降に行われるのが一般的となっております。

これは毎年行う作業ですので、次年度の予算については、この予算を盛り込んだ形で一応予算をつけておりますので、執行額の影響についてはないものということで考えております。

○松田委員

わかりました。今後、ロータリ車の購入など、いろいろあると思うのですが、よろしく願いいたします。

◎上下水道ビジョンについて

では、次に、先ほど、報告のあった上下水道ビジョン中間報告書の中から、何点か確認させていただきたいと思えます。

2 ページの 2 番に「水質分析機器の整備更新」と載っています。「水質分析機器が老朽化していることから整備更新を行っています」ということで、予定として 28 基の更新が必要だということですが、全部でこの水質分析機器というのは何台あるのでしょうか。

○（水道）水質管理課長

水質基準項目の 51 項目を検査するための機器は、おおむねこの 28 基の中に入っておりますが、更新計画を立てた時点で、まだ 10 年以上まだもつのではないかと思われる機器、顕微鏡と蒸留水製造装置については、この中に含まれていません。全部で 30 基程度になります。

○松田委員

今、聞きましたところ、大体分析機器の耐用年数は 10 年ということでしょうか。

○（水道）水質管理課長

法令上は 5 年になっております。

○松田委員

5 年ということだと、結局この 28 基というのは、10 年間で済むから、耐用年数 5 年ということはこの 10 年で 2 回更新するというのでしょうか。

○（水道）水質管理課長

法令上は 5 年とはなっているのですが、実際は 5 年でかえることはなくて、ほとんど 10 年、若しくはメーカーの修理する部品がなくなったところ、そのあたりを更新のめどとしております。

○松田委員

28 基のうち、あと残りが 15 基となっております。30 年度まで 28 基更新ということですが、今年度は、目標として何基の分析器の更新を予定していますか。

○（水道）水質管理課長

5 基となっております。

○松田委員

次の確認ですが、同じく 2 ページの 4 番に「小規模貯水槽水道の適正管理」ということで、適正な管理について、設置者の認識が不足していることが課題になっていると述べていますが、認識不足とは具体的にどのようなことか、また現地調査した中で、指導・助言した件数と内容についてお聞かせください。

○（水道）サービス課長

小規模貯水槽水道につきましては、10 立方メートル以下の貯水槽水道、いわゆる受水槽等のことをいっております。10 立方メートルを超える貯水槽水道につきましては、簡易専用水道として位置づけられておりまして、水道法で年 1 回の清掃と水質検査が義務づけられております。しかし、10 立方メートル以下の貯水槽については、水道法で定めてないものですから、小樽市水道事業給水条例と施行規程において、設置者の管理責任と自主検査を定めておりますけれども、設置者の認識があまりないということで、その条例の周知と、適正に管理されているかどうかということを目的として現地調査を行って、貯水槽水道の設置者に対して指導・助言を行っています。

昨年の調査件数については、72件を調査しておりまして、指導件数が2件となっております。内容につきましては残留塩素不足、水道法では末端給水栓において残留塩素の規定が0.1ミリグラム・パー・リッターと定められてございますけれども、この2件の受水槽につきましては、設置受水槽に対しての受益者の数が少なく、残留塩素が確保されていなかったという例がございまして、これにつきましては、2槽ある受水槽を1槽に設けてもらって水位を下げていただくとか、あとボールタップの部分で水位を下げてもらうことで残留塩素を確保するような指導をしております。

○松田委員

やはり設置者の認識が不足しているということで、初めからそのような管理をすることを知らなかったという設置者もいると聞きましたので、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

次に、4ページの、これも同じような感じなのですが、「事業場の指導強化」ということで、やはりここにも「事業場の認識が不足していることが課題となっています」と述べられていますけれども、やはりそこで悪質汚水を防止するために立入りをやっているということなのですが、この悪質汚水というのはどういったことをいうのか、また不足していることが課題となっているというふうに述べられていますけれども、もし違反した場合、罰則規定というのはあるのでしょうか、この点についてお聞かせ願いたいと思えます。

○（水道）水処理センター所長

悪質汚水という言い方ですが、下水道施設の機能を妨げ又は損傷させるおそれのある、下水道法や小樽市下水道条例の排水基準を違反するような工場排水のことをいっております。

それで、年1回事業所に立入りをいたしまして、その事業所の排水を採水して、違反していないかどうか検査をしております。違反したところにつきましては、改善指導ということをしておりまして、改善した結果を確認しております。それによりまして罰則ということはいたしておりません。

○松田委員

今のお話を聞くと罰則はないということですが、やはり汚水ですから、これは私たちの公共用水の水質、ここにも「快適な生活環境の創造」「公共用水域の水質保全」ということになっているのに、罰則規定がないということについては、どのように感じていますか。

○（水道）水処理センター所長

罰則規定はございます。下水道法と小樽市下水道条例でそれぞれ罰則規定がございまして、排水量によりまして1日の排水量50立方メートルを境にいたしまして、それ以上のものにつきまして下水道法でも罰則の区分が分かれております。小樽市下水道条例につきましても、罰則は5万円以下の過料ということで罰則規定はございます。ただ、違反はしておりますけれども、その後の改善ということで報告をいただいておりますし、そちらのその報告の内容を確認しておりますので、それ以上の罰則ということはいたしておりません。

○松田委員

認識が不足しているという事業所や、先ほど答弁していた、管理者が貯水槽を設置しているところも認識が不足しているところが目立ちますので、この点についてはしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

最後、8ページに「国際貢献への意識の向上」ということで、「国際協力の一環として」ということで、「海外からの視察研修などを受け入れ、職員の国際貢献に対する意識の向上を図っています」というところがありますけれども、どこの国からどのぐらいの人数を受け入れているのか、お聞かせください。

○（水道）総務課長

そうした研修につきましては、JICA、いわゆる国際協力機構を通じて視察研修しております。直近で言いますと、平成21年度と22年度に海外からの視察研修を受け入れておりまして、平成21年度につきましては17か国28名、それから平成22年度は21か国32名という形になっております。いずれも中東、アフリカ、南米の国から視察研修に

来ているという状況でございます。

○松田委員

中東、アフリカということで、やはり水道整備が遅れているところなのかなと思います。

それで、この報告書は中間報告書になっておりますので、これは30年までのビジョンということでしたので、しっかり目標については達成するように今後取り組んでいただきたいなと思います。

以上で、私の質問については終わらせていただきます。

○建設部西島次長

先ほどの空き地対策に関する答弁で1点補足をさせていただきたいのですが、先ほど所有者の調査の件で、空き地については法務局の登記簿謄本で確認をするということで答弁したのですが、空き家につきましても、基本的にはまず法務局での登記簿はとれます。そこまでは同じでして、その後、先ほどと同じように、移転するとか、相続とか、さらには相続放棄されたとか、そういったいろいろな問題でなかなか所有者にたどり着かないという問題点があるものですから、基本的に調査につきましては、空き地も空き家も同様の調査になりますので、その点少し補足させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎空き家の活用について

本会議でもやらせていただいて、また、当委員会でもいわゆる空き家の活用という観点から、いろいろな私のアイデアなりのお話をずっとしているわけですが、今回主に話させていただいたのは、2地域居住用の市内高台にある空き家を活用した、ファンドでそれを何とか政策的にも進められないかということでもずっとやってきたのですが、それとは別にいわゆる危険空き家予備軍と言われる、ある意味では市場価値がほとんどないような住宅でも、まだ建て直せば十分に、ある意味では資源として活用できる。そういう住宅について活用ができないかという観点から、いろいろ話をさせていただいたわけです。

特に、我々世代と違って、近年は若い人たちの、働き方が変わって雇用環境も非常に悪くなって、賃金も低賃金で働いていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思うのです。結局そういう方々は、いわゆる融資を受けて、公庫で25年、35年とかと長いものもありますけれども、そういうものを組んで土地と住宅を取得するということは、できにくくなった。どうですか、市職員とか、日本郵政など、昔の三公社五現業と言われるところに勤めていらっしゃる方と、中小企業で役員をやっている方ぐらいしか、そういう形で家を建てられない、そういう形になってしまっているのです。しかし、住宅に対する、持家に対する、欲求というか、希望というのはたくさんあるのです。

今、我々のまちは、条例をつくらなければならないほど空き家が増加しているわけです。今、申し上げたような不動産業者も、少し手が出しづらいというような住宅がたくさんあって、それがいずれ危険空き家になって、いわゆる空き家管理条例で対象にしないといけないような住宅になっていくという悪循環です。少しでも解消しようというので、どういう政策をやったらいいか。民間に任せておいても、これは直らないです。条件のいいところは民間がやります。

どのようにやったらいいか、何が問題なのか。例えば不動産業者にしても、結局、絶対にさばけるよというものはやりますけれども、ちょっとつらいというものはやらないわけです。しかし、そういうところの情報を、例えば不動産業者がお出しになるかといったら、出さないわけです。例えば空き家の情報を欲しいと思っている人が、どのようにしたら情報を入手できるのかということです。空き家ファンドというのがありますが、登録をしていただ

かないとわかりませんから、ファンドで例えば空き家バンク、今は登録ゼロだそうです。ということは、情報を入力できないわけです。不動産業者が例えば市でやっている空き家バンクにちょっと登録して見まじょうと言っても、ないわけです。

だから、そういう住宅がありますよ、また所有者は、これはこの金額で売りますよと掘り起こす。例えば使用価値がないのだから、たぶんだだ同然の金額の住宅もあるでしょう。それを、低所得者の人でも、一定の融資の制度があります。今、信金でもあるのです。中古住宅を取得して、25年なら25年で、金利もある程度安くして借りられる、そういう制度もあるのです。そういう制度があるのをたぶん御存じないと思うのですが、だからどこかが窓口になって、私は政策的に行政が窓口になるべきだと思います。空き家の情報を集めるのは、行政がやる。それをネットで流す。観光協会もですが、本市のホームページはアクセス数がとても多いですから。もしそういうことを政策的に行っているとすると、札幌市の若い人なども、札幌市では高くても買えなくても、小樽市はとても安いということで、山坂で少しつらいところはあるけれども住宅を取得してみようかという話になるかもしれません。ついでに、リフォームをかけるときに、小樽の業者を使ってくださいよと紹介すればいいのです。そうしたら、住宅リフォーム制度が延長になります。

だから、何がネックになって中古住宅が活用されないのかというところを分析して、どのようにしたらそれが活用できるかということ細かく、有る意味単体ではできなかったことが、組めばできるというようなシステムに、スキームですよ。社会的事業としてのビジネススキームみたいなものを、やはり研究会をつくって行ったらいいのではないかというのが私の一般質問の趣旨だったのです。答弁では一応、「研究してまいりたいと考えております」と言っていました。これがどこまで本気かどうかわかりませんが。

でも、このぐらいのことをやらなかったら、だめだと思います。通り一遍でよそのまちなもやっているから、こうやって空き家条例をつくるべきだ、そうではないと思います。もしそのようにやってみたら、空き家の問題も、どのようにしてやったのだろうと例えば本市に視察に来ます。やはり小樽はそういうおもしろいことをやるのではないかという、そういう注目度ですよ。先ほど、冒頭に話して説明しませんでした、2地域居住のいわゆる空き家ファンド、このようなことがもし本当にできたら、私は小樽のまちというのは相当注目を浴びると思うし、ニュースにもしていただけるし、ブランド力が上がると思います。また、若い職員のやる気も出てくるのではないのですか。おたくら幹部職員ばかり出ているけれども、若い人がおもしろがって、要するにそのチームに入ってこういうことをやって一緒につくってみようという。こういうことは議員も一緒になってやらないとだめなのです。別に、審議会とか何かというのは手当を払わなければいけないのですが、手当なしで私的なそういう研究会を庁内でつくって、しょっちゅうやっていたらいいのです。そういうこともお始めになったらいいのではないかということも申し上げたつもりなのです。

どうも空き家の問題というのは、当委員会ですつとやっていたのですが、条例をつくるなどは企画政策室らしいのです。私が話をしていることについてまちづくり推進課が答弁を書いたのかと思ったのですが、企画政策室が書いていると。担当は企画政策室だということです。どうもちぐはぐなのです。これは、まちづくり推進課でも当然取り組むべき課題なわけでしょう。理由は空き家バンクも持っているのですから。空き家の調査もしたのはまちづくり推進課です。空き家の問題で困って対処しなければいけないのは、まちづくり推進課ですよ。危険空き家といったら、視察は建設常任委員会で行きます。総務常任委員会では行きませんから。ここで全部やれというのではないです。また余計な仕事を増やしたと言われるかもしれませんが、そうではなくて、そういう庁内連携したところでチームを組んで、部署をつくってやらなければいけないわけです。これは市長決裁だと思いますけれども、私はやはりそのぐらいのことに取り組んでほしいと思います。やればおもしろいから。

空き家の活用は、今、たくさん出てきていることは出てきているのです。例えば都会であれば、国土交通省も、今、特別措置法案を国会に提出することを考えています。その前には、きちんと研究会を行っているのです。それ

で、空き家の活用に対しても、いろいろ論議をやっています。

まず、空き家の調査をしなければいけないと言っているのです。たぶん調査についても、一定の財源対策をしてくれると思いますけれども、全額かどうかは別です。以前、行ったときは全額で180万円か何かで本市は調査をされているのです。例えば、学生が都市周辺でアパートを一人で借りようとして、若いからなかなか借りられない。これは日本だけではないです。香港なんかもっとすごいです。もう借りられないのです。だから、シェアして借りるのです。空いた一つの部屋で、3人も4人も住んでいるのです。そうやって大学に通っている。それしかないのです。住宅事情が悪くて、また家賃も上がってしまって、やはり関東周辺も、特に東京都内なんかそうですよ。空き家があるのですよ、古いアパートも。そういうところに、学生さんに、金額は割ったら1万5,000円ぐらいで寮に入っていると一緒のような感覚でみんなで借りている人がいるのです。ニーズがあるから、空き家を行政が紹介して、そういうところに若い人方がシェアをして住む。大学とも提携しているのです。情報を流すのです。そういうように政策的に行っているのです。ここは、東京とはまた違いますよね。

だから、空き家というのは、空き地でもですが、ある意味では資源として捉えてやれることが私はあるのではないかと考えているわけです。クリアしなければいけないところは結構あると思いますよ。誰がどの役割をするのか、行政はまだどこまで関与するのか、この整理は非常に難しいと思いますけれども。いずれにしても、建築業界と金融機関と行政が組めば、私は十分にできると考えています。また、不動産業界の活性化にもつながるのですよね、仲介するだけですから。

いずれにしても、この話はお答えいただいてどうこうという問題でないので、ぜひこういうことを熱心に研究をやっていただきたいなと思います。一応質問ですから、お答えをいただかないとまた言われますので、誰かお答えいただければ、この件について抱負なり言っていただければと思います。

これで終わります、まだありますけれどもね。

○建設部西島次長

空き家の活用につきましては、これまでも山口委員からいろいろと御提案をいただいております、いろいろなことについて我々も勉強させていただいておりますが、なかなか即効的にすぐできるというものではないというのも事実でございます。

また、空き家の調査につきましても、御存じのとおり、平成20年、21年に、全市ではないのですが、一応調査を行っております。空き家というのは、一日一日変わっていきますので、一回調査すればそれで終わりということではなくて、やはりフォローアップをしていかなければならないということもございます。ただ、その中で活用できる空き家をどのような形で活用していくのかという問題もありますが、その把握そのものは必要だというふうには我々も危険家屋、それから不良な家屋、それから良好な空き家、それらについて把握しなければならぬという意識はあるのですが、今、申し上げましたように、全市的にやるとなれば、やったものをまたその後ずっとフォローアップしていく必要がありますので、どういった調査方法がいいのか、それからどういった方法が考えられるのかも含めて、今後検討させていただいた中で、この空き家活用についても、さらに勉強させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○山口委員

調査については、やみくもにやっても意味がないです。要するに、政策として空き家の活用をこうやるのだということですね。それを決めて、やる方向になれば、調査が絶対必要ですから。だから、まず空き家の活用をどうやったらできるかという研究です。この部署だけで考えてもだめですから、庁内連携をとられて、研究会でもおつくりになって、先ほど申し上げたように、意欲のある、興味のある、私の周りにも若手の議員がいっぱいいますが、そういう方も入っていただいて、やるということが必要ではないかと思っておりますので、例えば担当の総務とかも含めて、ぜひ一回お話をさせていただきたいなと思います。

私も、総務にもいろいろお話をしています、そういうことの研究をぜひ始めたいとおっしゃっていましたので、今後ともよろしく願います。

◎陳情第740号に関連して

次に、先ほどゲリラ豪雨という話が出ましたので、質問しますけれども、今日、視察に伺った御膳水仲通線、私はやはり雪解けとか、近年のゲリラ豪雨で大変な御苦勞をなさっているのかなという想像をしました。あの道路の形状、それから周辺の地形などから見て、私は技術屋ではないのでわかりませんが抜本的な対策は相当難しいのかなと思います。

もしああいう問題を解決するのにどうしたらいいかというと、たぶん道路が高い位置にあるわけですよね。側溝を改善したとしても、道路の水しか流れて行きませんので、周りの水は低いところに必ず集まりますから、浸水します。近年のゲリラ豪雨では、床下浸水とは言いませんが、完全に基礎の部分まで水が全部行くと思います。なかなか水が引かないと思いますよ。そういう状態になっているのですよね。水はけがどうかわかりませんが。砂地だと言っていましたけれども。

たぶん抜本的にやろうとしたら、真ん中を低くして、側溝を真ん中に移して、真ん中で水を流すと。だから、ロー状の道路の構造にしない限りは、絶対無理だと思いますね。だけれども、基本的には、そこまであの地域だけにお金をどんどん使えるかという、そういう状況にないのだということになると思うのですよ。あそこは、いわゆるパッチワーク的に解決できる問題ではないと思いますよ。

周りの家を見ますと、基礎を上げたり、周に砂利を入れたり、アスファルトを敷かれているところもありましたね。周辺を高くするということですね。そうでないところ、例えば一番困って陳情されているところには、横断側溝は入っていて、そこに水が行っているのです。だから、横断側溝を敷設しても、あれで解決になると私は思いません。そういうところは前にも見に行ったところがありましたが、側溝で解決できないような、地形的な問題とか、特にいわゆる地形の条件です。だから、市の工事に問題があったのかと言われると、普通ならあのようにするしかなかったのかなと思います。平成3年から5年に側溝を入れたと言っていましたよね。そのときに道路を掘り下げてやれるかといったら、当然そのころには、もう、道路を切り下げて、周りの土地に合わせてやるなんてことは、たぶん無理だったでしょう。というのは、何軒かの家はもう、今の道路より高くきちんとつくっているわけですから。だから、今の道路は、そういうところに基本的には合わせてつくったということでしょう。あれは当然、前からあるところは下がっているわけです。だから、どういうふうに解決できるのかというのは、大変難しいと。

だから、それこそ側溝の脇がやせて、その側溝とアスファルトの道路のところにその水たまりがたぶんでできるでしょう。そこを例えばアスファルトを盛ってやったとしても、側溝に流れるかという、たぶん真ん中のところが高くでずっと下がっているというふうな構造に、普通の道路はきれいになっているのですが、あの道路の場合はそんな単純なものではないと思いますよ。そういう中で、行政は知恵を出してやらざるを得ないということでしょうね。そういう対応というのは本当に大変だなという、御苦勞だなということを、私は印象として思ったということで、これは質問ではありません。

質問は、ゲリラ豪雨に関してですが、以前、大変問題になりました堺町通、ここは冠水していましたよね。問題は、管が詰まっているのではなくて、基本的に容量オーバーの水が発生して、それであふれるということです。ちょうど水道局長が担当のときでしたよね。要するに、排水路をもう一本どこか別につけなければいけない。排水は水天宮のところから流れてくるのですが、去年はあふれたという話は聞かなかったです。どのような工事になって完了しましたか。

○（建設）建設事業課長

今の件ですが、御存じのとおり、東雲のほうから来る排水を、従前は札幌方向に流れて行って、それがたしか真ん中の道路から海に行っているルートだったのですが、山を背負っている部分も新たな排水ルートを余市側、於古

発川方向に整備しまして、それで吐くような一つの単独ルートを完成しました。それによりまして、雨の量もあるのでしょうか、その後については、前回のような御迷惑をかけないで今のところ済んでいるというところでございます。

○山口委員

ありがとうございました。

◎街路防犯灯について

街路灯のことはやめておくかなと思ったのですが、実は街路灯の問題、先ほど建設部長が急激に話が進んだように置いていかれた気分だとおっしゃっていましたのは、たぶん、今、北電柱と電話電柱が、耐用年数が30年を経過したものについては、要するに新しい電柱にかえていくということが始まっているのです。我々も寝耳に水で、私どもの町会に話が来て、街路灯をつけ替えてくださいと。外してまたつけるということ、町会の負担でやってくださいということ、来てたのですね。小樽市に、それに対する補助はないですかと言ったら、ありませんと言うのです。外してつけて3万円かかるわけです。それが全部町会の負担になってしまうわけです。そういうことはこっぴで今やるのですかと聞いたら、小樽全市でこれから計画的にやるのだと言うのです。たぶん北海道電力も行うのではないですかと言うのです。どういう基準が変わったのか知りませんが計画区域は、通知が来たのは6月1日から来年6月30日までに、四十何本、一気に全部かえてしまおうというのですから。街路灯がついているのは私たちは22灯ぐらいですが、それを全部負担しろと言うのです。これはできませんということで、延期してもらいました。

今、市の街路灯に対する計画、かえてしまうわけですから、どういうふうにするのか。だから、この際、とにかくLEDに全部かえましょと。ただし、ある程度の負担はできるけれども、いわゆる許容量以上の負担はできませんよと、実力以上の負担はできませんよということになっています。町会でも、会長一人で決められませんから、役員会でやって、総会で諮って出金するしかできないのです。

だから、市の対応を待っているわけです。議員としてではなく、町会長としての話になるのですが、やはりやらざるを得ないと思います。市民と語る会で出たのは、要するに電灯料の負担が大きすぎるから何とかしてくれということだったのですよ。それは、たぶん、負担割合を6割から例えば市の負担を8割にしてくれ、9割にしてくれという話だと思うのです。そうしたら何とか払えますということだと思いますけれども、要するに、もうこの際、先ほどの濱本委員の話ではないけれども、電灯料はそれこそ半分以下、3分の1とか4分の1ぐらいになるようになれば、市の6割負担している負担は減るわけですから、町会も減るわけです。ただし、一気に何億円という金がかかるわけですね。それは、もうこの話ではないですね。財政部と総務部の、市長サイドの話なのです。私らは応援しますよということ。先ほども濱本委員も応援すると言っていたし、委員長も、みんな応援するのです。

基本的にはやはりきちんとどういうふうにやっていこうかということ、総務課や財政課が納得できるような政策として出すということです。だから、一番安上がりできて、それから市内全域が全部LEDにかわりますよというようなのが一番いいわけです。だから、細かい話になると、濱本委員が以前に当委員会で議論をされて、既存の街灯にLEDの球をつけるだけでは9,000円です。それで、配線の迂回をして工事費を入れたら1万5,000円ということで、例えば1万5,000円できるものが何灯ぐらいあるのかと調べなければいけません。でも、新規でつけるのもあるでしょう。新規は大体4万円から5万円かかるというのです。安いので3万8,000円から…

(「3万二、三千円でしょうか」と呼ぶ者あり)

球がこれからまだ安くなるかもわかりません。だから、この地区についてはこういうふうにできるね、この地区についてはこういうふうにできるねということは、きちんと北海道電力がデータを持っていらっしゃるから、町会には電器業者がついていますから、そういう人と話をされて、来ていただいて、調べて、ここについてはこういうふうにできるねということで、やっていけばいいなと私は思っているのですが、そういうふうなことの事務的など

うやるかということについては、やはり当委員会の担当です。だから、お金を出したり計算するのは向こうですが、その辺上手にやっていただきたいと思います。なるべく早く出してほしいわけ、保留していますからね。電柱を取り替えるのはやめてください。中止しろとなっているわけです。望洋台なども、まとめて今これからずっと全部かえると言っているわけですから。本当ですよ。だから、急いでやってもらわなければ困る、ほったらかしておくわけにいかないの。その途中で電柱が倒れたら大変なことになりますからね。

その辺のことはよろしく願い申し上げて、終わります。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安斎委員

◎空き家対策について

先ほど若者がいるということで、空き家についていろいろ取組をとということだったので、私も以前に借り上げ住宅等々質問しておりますので、ぜひそれは研究会をつくって、私もまぜていただいて、企画政策室の業務と重なるところもあるのですが、若者定住とか移住関係も含めて、ぜひ空き家対策に取り組んでいただきたいと思って一言申し添えます。

◎砂の回収について

では、砂の回収について質問させていただきます。

雪がなくなりまして、4月に入ってから、砂をまいた後に、道路にすごい砂ぼこりがあるということで、結構市民の方から苦情をいただきました。

まず、この砂の回収について、どのように取り組んでおられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

取組ということですが、まず基本的に市で外注する部分がございます。これにつきましては、道路清掃車で主に車道を走りながら清掃します。それと、歩道の上とか、こういうところは道路清掃車が走れないものですから、あと細かい道路関係もあるのですが、それを人力清掃ということで行ってございまして、これが市内を5地区に分割して、業者に委託させてございます。それと、あともう一点が、我々の直営と申しますか、作業員が何名かおりますので、それによる清掃、もう一つ大きいのは、市民の皆様が砂を集めたところを、また町会単位で集めたということで、それも最終的には我々が回収に伺うのですが、そういったような形の中で砂清掃というの
は行われているということでございます。

○安斎委員

今回、私に来たのは、もう雪が解けているのに、なかなか砂回収車が来てくれないという苦情でした。たぶん市にも届いていると思うのですが、そういった苦情が、どんな内容だったか、何件ぐらいあったかというのをお知らせいただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

まず、我々に来る苦情というか、清掃自体の要望なのですが、これにつきましては、5月いっぱいぐらいで、24件の要望がございました。

そのほかに回収したというのは164件ございまして、実際その回収に伺った数というのは985か所ということでございます。

それで、今年の最初の御要望が3月28日に1件ということで、スタートとしては早いわけでもなく、それほど遅くもないというような通常のスタートでした。

○安齋委員

回収した箇所985というのは少し驚きで、それだけ地域の方々が御協力いただいているということだと認識させてもらいます。

ただ、どこの町会とか地区でもそういう協力をいただければ、もっと市の負担も減って、もっと細かな対応ができると思うのですが、なかなか地区住民にそういった協力がいただけないというところもあるので、その5地区の発注の方法が今年度どういうものだったのかというのをまず詳しくお聞かせいただいて、その発注の方法、さらにそこから来る業者が清掃に至るまでの時間などを改善するべきと思うのですが、見解をお聞かせいただきたいと思っています。

○（建設）建設事業課長

まず、発注の部分ですが、従前は2地区で発注していたものを、4年ぐらい前からですが、5地区ということでやっています。これにつきましては、今のように御要望がある部分を、数があれば早めにかかれるだろうということでやっています。それで、発注につきましても、従前は4月10日あたりの契約だったところを、いろいろな中で4月1日契約にできるようになりました。それで、先ほど少し申しましたが、砂清掃につきましては、作業効率という部分がございます、路肩ですとか歩道の雪が一通り解けるような状況になってから、人力清掃もそうですし、車両の清掃にも入ってくるという状況であります。

それで、今年につきましては、3月末日ぐらいまでは、雪山はおおむねあったと思います。しかし、4月1日ごろを境に急激に雪山が小さくなったということで、その1週間ぐらいの中でかなりの雪がなくなったような状況が、今年は突出してあったというところがございます。それで、実際には路面清掃車は4月7日から稼働しているのですが、作業のやり方としまして、今言ったとおり、雪が解けるのを待つという部分と、あと全ての路線には入れない部分もございますので、路線選定を各年度、各地区でやって、どこから掃除にかかるのか、どこをどう回るのか、それぞれ業者なりに指示をして、我々に報告が来て、それでこういうやり方でいっていいかというような業者との話の中でゴーを出すのですが、そういった部分にやはり1週間弱かかるような状況がありまして、そんなこんなで今年度につきましては、実際は全く雪山がなくなった後に実際は作業に入ってしまったというような状況があったということがございます。

○安齋委員

そういうことなのですね。

これは自然相手のことなので、なかなか大変かなと思いますが、入札が終わって4月7日から稼働した後の選定作業に結構時間がかかってしまうところを何とか創意工夫していただければ、もっとスムーズにいけるのではと個人的には思うのですが、今年に限っては不幸なことに、学校が始まってからたぶん清掃が入ったということで、私が学校とか子供たちといろいろな活動の中で話したり、保護者から聞くと、やはり例年だと学校へ行くもう少し前から入っていたとか、雪があったのでまだ作業に入れないのだろうというようにわかったみたいなのですが、今年に限っては、子供たちが学校へ通うときになって、急に砂ぼこりが多くなって、アレルギーを持っている子などは、せきが出て学校へしばらく行けなかったということもあつたりしました。自然相手のことで大変難しいとは思いますが、この路線選定から稼働といいますか、実際に車を動かすまでの部分を何とか、工夫して、来年、動きがどうなるかわからないのですが、対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

路線選定の部分などにつきましては、入札行為ですから、業者も毎年同じところをやっているわけではなく、ある程度毎年同じということはあると思いますが、毎年同じであれば選定が毎年減ってくるのはあるとは思いますが、やはり今年初めてやるというような業者ですとか、新しい区域だということに行きますと、そのヒアリングから始まって、こういうところを回れと、それで行くものですから、今、申したように、例えばなれている業

者ですとか、5地域に分けてからもう少し年数がたてば、過去にやったことがあるとか、そういうような状況が生まれてくると思います。そういった中でいったときには、もう少し選定などはスムーズにいけるのではないかと、そして我々ももう少しデータのものを少しずつ積み重ねていった中で、それについては短くしていければなというところで考えてみたいと思います。

○安齋委員

路線選定もたぶん例年、日照とかの関係もあって、大体この地区はここら辺から雪が減っていくだろうとか、優先順位としてはバス通りからやっていくだろうというのが大体あるはずなので、そこはぜひデータを蓄積して、業者がかわっても今よりもスムーズにできるような体制を整えていただきたいなと思いますので、ぜひ次年度、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、先ほどの町会と住民の方がかなり協力していただいているところなのですが、それについて私も少し勉強不足でしたが、この協力していただいている方々は自主的にされているのか、それとも市から依頼をしているのか、お知らせください。

○（建設）建設事業課長

個別に、どうして砂を回収していただきましたかというような調査はしていないのですが、昔からうちの周りやるのだというところで、御協力を毎年いただいている方もいらっしゃいますし、町会も多くございます。それで、市で砂まきボランティアを始めたころから、回収する砂の量も増えた部分はあるのですが、実際にはその砂まきボランティアにつきましては、毎回の除雪説明会などのときにペーパーを配っております。その中では基本的に砂まきボランティアにつきましては、我々で砂をお届けするのですが、砂の散布の御協力と融雪後には散布した砂の回収もお願ひしたいというようなことで言ってございますので、そのようなことを読んでいただいて、回収に御協力いただいているのではと感じております。

○安齋委員

今回、手宮地区で清掃活動がありました。ちょうど砂がとて多かったときで、その清掃のついでに砂を回収して、地域の建設業者から借りた土のう袋を置いて、回収してもらったという経過がありました。あともう一つは、長橋で私の知り合いが経営している会社が、会社の前だけでも砂ぼこりがすごいからということで回収した後、どうしたらいいかわからないということで、私に問い合わせをいただいて、業者に御協力いただいたのですが、たぶんやり方によってはもっと砂の回収のボランティアをしていただける人たちは多いのかなと思っております。本市は幸いボランティア意識の高い人が結構多いので、清掃活動なども含めてなのですが、何か町会の回覧板などを活用して、融雪時期の少し前ぐらいに、回収した砂は市のどこに問い合わせいただければ回収しますよというような案内をしていただいただけでも、たぶんもう少し細かな対応ができると思いますので、御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

なるほどということなのですが、砂まきボランティアについては、除雪説明会での連絡とともに、広報おたる12月号で、まく部分について御協力いただけますよということ載せてございます。

それで、少し舌足らずだったのが、今申したような除雪の説明会で、いわば夏場に回収してくれというような一言が少し欠けているような状況が見られるものですから、まずは、まくほうのボランティアの12月号の部分の中で、回収についてもということで載せていけないものかどうか、雪対策課と協議しながら考えていきたいと思っています。

○安齋委員

ありがとうございます。前向きにそのように検討されているということをうれしく思います。広報おたる12月号の部分に書いていただくということもたぶん必要だとは思いますが、12月に見てもたぶん新年度に入って4月に

なると忘れることも多いかと思しますので、またその時期に何らかのアクションを起こしてもらえるような工夫もしていただきたいなということを申し添えて、この質問は終わりたいと思しますので、御協力よろしく願いいたします。

◎除排雪について

砂回収で、雪対策課にも御協力をということだったので、そのまま除排雪の質問に移らせていただきます。例年いろいろ御苦労されている状況だとは重々存じておりますが、経費の部分が非常に多くなってきている中、市の予算が増やせないという状況で、やはり作業量等にも影響してくるかと考えております。昨年度 2 回入ったところが、今年度は 1 回だったのかというのは実際、そのような声をよく今年度聞きまして、実際どうなのかというところから質問させていただきたいと思えます。

まず、経費、人件費とか、あと電気代などかかっている部分で、予算内での作業量というのは実際に少なくなっているのかどうかをまず確認させていただきたいのですが。

○（建設）雪対策課長

作業量に関してですが、実際はやはり作業量としては減っております。具体的に申し上げますと、除雪に関しましては、延べ除雪延長で 20 パーセント減、排雪においてもほぼ同等で、3,250 立方メートルほど少ない、砂散布につきましても 17 パーセント減、雪処理場の管理につきましても 2 万 5,500 立方メートルほど増えているという状態になります。

○安齋委員

除雪、排雪が減になっているが、雪処理場の管理の部分は増えている。これは市民の方か地域の方か、それこそ業者の方が排雪したものが増えているというような理解でよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

この雪処理場に関しましては、場所によっては国道を管理する開発局、道道を管理する北海道、民間、市も含めますけれども、この四者が捨てるようになっていきますので、その量が 2 万 5,500 立方メートル増えたということでございます。

○安齋委員

そうすると、雪処理に関しては多いから、雪は捨てているというのはあるのですが、ただ、少しでも除雪、排雪の量は減っていると。そうすると、雪は捨てているのだけれども、作業量は減っているということになるということでしょうか。

○（建設）雪対策課長

市の量は減っていますけれども、国や道若しくは民間の捨てた量が増えているということから、増えております。

○安齋委員

除雪 20 パーセントというのがどれくらい減っているのかというのは、私も規模が大きくてわからないのですが、やはりその分によって、小まめに入れたところが少し除雪できる量が減ってきてしまった部分もあるのだなと感じています。

そういった社会動向で変わるというのは仕方ないとは思いますが、いろいろ工夫していかないと、小樽市民の方というのは、いわゆる観光とか経済とかどうのというよりも、除雪とか街路灯とか、本当に密着したところにお金をかけてほしいという要望が多いのです。ですので、本市がいかにかいいことをしていたとしても、そこら辺の部分がなかなか難しく、本当はそうではないのですが、ああ、行政、やはり何もやってくれないみたいな印象を持ってしまいますので、その点を今年度、5,000 万円ぐらいはしか予算アップしていたと記憶しているのですが、5,000 万円では何ができるかわからないのですが、創意工夫をしていただきたいと思うのですが、それについて何か今年度、前年度で削減した分をどのように作業効率とかで改善できるという考えがあれば、お聞かせいただきたいと思いま

す。

○（建設）雪対策課長

作業量が減ったと申し上げたのですが、実際この減ったというのは、降雪量、積雪量についてはほぼ同等だったと認識しています。ただ、平成24年度に比べて25年度につきましては、12月の降雪が少なかったことによって、除雪の出動回数が減ったと。また、もう一つは、24年度は、連続した降雪が非常に多かったということがありました。これらが要因となって、25年度は最終的に除雪延長が20パーセント減になったということですので、我々の認識としては、作業を減らしたということではなくて、現場状況に応じて作業をしたという認識を持っております。ただ、ここについても、一応、除雪水準、出動基準というのがございますので、これにのっとった形で出動という除雪の取組をしていきたいと考えております。

○安齋委員

誤った認識で済みません。そうですね、降雪量とかを含めて、出動回数が減れば20パーセント減になるというのは当たり前のことで、私が20パーセント減ったから作業量も減ったという言い方をしてしまったので、これについては大変おわびしたいと思います。

今後いろいろ取り組んでいただけるということですので、また今後、除雪懇談会等もございますから、それに順次対応していただいて、私も何かいい取組があれば提案したいなと思っております。

以前にも一度提案させてもらったのですが、雪の状況などを写真に撮ったものをインターネットで募集したりとかする自治体も多くなってきているので、それをぜひやっていただきたいなと思います。

武雄市は、雪はないのですが、例えば何かの災害があったら写真を撮ってフェイスブックに住民が載せるのです。それについて、すぐ職員がまず現場へ行って、見て、できるできないの対応をするというような迅速な取組をしております。できるできないは別としても、市の職員がそうやって市民が上げた写真の場所を直接見に行くだけでも、一定程度の効果があると武雄市長もおっしゃってまして、そのような写真を募集して迅速に対応できるようなスキームがあれば、少し違うのではと思うのですが、例えば電話などが来ても、現場を見ないで話だけを聞いたからと電話してくるような苦情もあるわけです。あそこの雪山がすごかったから除雪してくれとか。そうなると、一々現場に市の職員は見に行かなければいけないのですが、写真などがあると、すぐその状況がわかるのはいいことだと思いますので、何かそのような取組をしていただきたいと思うのですが、この提案に何か御見解があればお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

御提案いろいろありがとうございます。私の認識と少し別なような形で、リアルタイムな現場状況の把握ということは認識としてなかったものですから、今後は、他市においていろいろな方針でやっているかと思っております。私どももいろいろな市を調査して考えていかなければならないと認識しております。

○安齋委員

ありがとうございます。パトロールについても市は回っているのに住民の方から、全然見ていないという意見なども出てきています。実際は本当に見ているのでしょうけれども、ほかの地域を全然見ないで自分のところばかりだけを見て言っているのです。そういったところを少しでも今の最先端技術なども使いながら対応していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎街路防犯灯について

街路灯について、各委員の皆さんから御質問、御要望、そして委員長からも御協力するという強い声もいただいております。今回質問はいたしませんけれども、私の所属する一新小樽からも今定例会の代表質問をさせていただきました。やはりどこの町会に行っても、街路灯の問題は深刻なもので、市民と語る会でもいろいろ御要望をいただきましたので、大変な状況ではあると思うのですが、ぜひいろいろ御検討されて、次年度、骨格予算なので

どのようになるかわからないのですが、ベースの部分でもぜひ対策をとっていただきたいと思います。要望で終わります。よろしくをお願いします。

◎上下水道ビジョンについて

最後に、水道ですが、今回、財政収支見通しを出していただきました。私は前にも質問させていただきましたが、水道の基本料金の部分です。やはり他都市と比べて高いというのがあって、本当は使っていないのに基本料金で20立方メートル分を払わなければならないというところを、基本料金の立方メートルを減らして、改善してほしいと前から要望はしています。これについては引き続き要望したいのですが、今回、収支見通しを出してもらって、人口が減っていくと仮定した中でも、何パーセントかずつ減っていくということではあるのですが、収入にあまり大きな減りがないのかと思ひまして、基本料金について改善、何か変えろとか、そういった考えがあるのかどうかをまず聞かせていただきたいと思ひます。水道料金、基本料金を上げて、その人口減の部分に対応するのかどうかというところ、ないと言われれば、それはそれでよろしいのです。

○（水道）総務課長

このたびの財政収支の見通しの平成26年度から30年度までの計画の中では、先ほど報告にもありましたけれども、人口減少等の中で、対前年度2パーセントの減少で見込んでおりまして、基本的に水道料金の改定については、この中では見てはございません。

○安斎委員

ありがとうございます。まず、それを担保していただいたということで、私は5年間はいいいのかなと思ひますが、たぶんその後だと思ひます。施設の老朽化と耐震化等を含めると、これからいろいろと設備費、整備費、維持管理費等々がかさんでいくのかなと思ひまして、平成30年度以降の見通しというのは、一応ビジョンというか、頭の中にあるこの5年間の見通しなのかどうかを最後にお聞かせいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○水道局長

平成31年度以降の収支の見通しについて、今回お示しをしたとおり、30年度までについては、一番下から2段目の欄、年度末資金過不足額については何とかプラスを保っておりますし、収入が今、課長からお話をしたとおり2パーセントずつ減るということでもくろんではいますが、何とかプラスを確保していますので、31年度以降については、今、委員がおっしゃったとおり、今後、また新たに、施設更新ですとか、いろいろなことを準備していかなければならない。今、総務省なり国土交通省なりからも今後の施設整備の計画を立案せよという形でいろいろなことを言われており、今、我々も取り組んでいる最中ですが、今年と来年ぐらいまでかかるという形で、今後の施設整備を立案している最中ですので、それを見て31年度以降の計画については改めてお示しをしたいと思ひます。

○安斎委員

ありがとうございます。先ほど冒頭の部分で若者の定住とか移住の部分で話させてもらったのですが、水道料金も結構影響しているのです。私の友達もやはり小樽市から札幌市に引っ越したりとか、逆もあるのですが、そうすると水道料金が全然違うんだねという話をよく聞きます。やはり身近なところで、本当はここは自然豊かですごく住みやすく、いろいろいいところもあるのですが、そういった部分で少し批判的に見られてしまうというところがありますので、今後、若い人とか、住んでいく人も含めてなのですが、何とかいろいろ切り詰めていかれるという計画もありますし、今でも人件費等々を削って一生懸命やられているのはわかっているのですが、ぜひそういった負担を減らせるようなスキームをつくっていただきたいと思ひます。これは要望で終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時29分

再開 午後 5 時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○新谷委員

日本共産党を代表して、陳情第740号市道御膳水仲通線の側溝改修方について、継続審議となっている陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方について、第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方については採択の討論を行います。

陳情第740号は、本日午前の視察で、当委員会の委員ほか、副議長や自民党酒井議員も参加して、陳情を提出した住民の声を聞いてきました。道路が沈んで側溝が高くなり、側溝に雨水、雪解け水が流れないということで、10年前に側溝に切れ目を入れて対処したものの効果がなくなっています。

建設事業課としては、まだ検討しなければならない点は多々あるようですが、手法、方法は専門的に考えてもらえるもので、議会が陳情を採択することで側溝改修や水はけをよくすることなど、進めることになります。あの地域にだけお金をかけるわけにはいかないという意見もありましたが、住民が安心して暮らせるように、市民の声を行政に反映させていくのが議員の役割であります。一気に道路、側溝改修ができないのは住民もわかっていることで、年次計画で何らかの形の改修をしていくことは可能だと思います。住民の切実な願いを実現するために、全会派の皆さんの賛同をお願いします。

継続審査中の案件については、これまで述べてきたとおりです。詳しくは本会議で述べます。

以上で、討論といたします。

○安斎委員

陳情第740号市道御膳水仲通線の側溝改修方については継続審査を、陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方については採択を主張して討論を行います。

陳情第740号につきましては、午前中、先ほども新谷委員より述べられたとおり、建設常任委員会並びに副議長、自民党の地元の酒井議員とともに現場を見てきました。地域住民の方からも、その深刻な問題等について話をいただきました。

我々としても、そのように深刻な問題については対処していきたいというのは本意ではございますが、なかなか全面的に改修して、すぐに住宅に雨水が流れないようにする対策がとれないということもあり、また道路を横断するような側溝である程度対処するというような要望もございますけれども、それについてもまだ検討をされなければいけないこともあります。建設事業課としても、今後、何らかの対処をしていただくということでお話がございましたので、陳情につきましては、まず継続審査とし、今後の優先的な対応について、私たち一新小樽として、その推移を見守りつつ、私たちも何か提案があれば要望をしていきたいと思っております。

陳情第309号につきましては、従来どおり増額を要望しております。これについては、また時限的な立法措置でございしますが、現在、建設常任委員会でも勉強会をしておりますので、また新たな住宅リフォーム助成制度となった場合には、要望される市民の方に、なるべく多くの方が利用できるようなものにしていきたいということを申し添えまして、討論とさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号及び第740号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。